

2018年1月1日発行(毎月1回1日発行) 第18巻第1号(通巻513号)

LIBRA

2018年 1 月号

〈特集〉

外国人の法律相談

〈インタビュー〉

将棋棋士・日本将棋連盟会長 佐藤康光さん



新年を迎えて

02 リスク管理と執行力の強化を目指して 到達点とさらなる進展のために

会長 淵上玲子

特 集

04 外国人の法律相談

序 特集にあたって	浦城知子
I 外国人事件の概要～在留資格、管轄、準拠法～	金 竜介
II 外国人の労働事件	尾家康介
III 涉外離婚	梶田 潤
IV ハーグ条約	柳原由以
V 涉外相続	田島 浩
VI 国籍問題	皆川涼子

インタビュー

20 将棋棋士・日本将棋連盟会長 佐藤康光さん

ニュース&トピックス

- 24 ・シンポジウム「18・19はもう大人?～少年法適用年齢引下げ問題と少年の立直り～」
 ・シンポジウム「成長性・持続可能性ある事務所運営～法律事務所の働き方改革を考える～」
 ・第32回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

クローズアップ

36 世界大都市弁護士会会議 開催報告

・世界大都市弁護士会会議2017年東京会議開催の報告	山原英治
・WCBLレクリエーション企画の報告	蔵元左近
・周到な準備と会期中の機転の大切さ	冨松宏之
・理事者にとっての国際交流	磯谷文明
・バルセロナ弁護士会及びローマ弁護士会との友好協定締結	山原英治・広瀬元康

連 載 等

- 30 常議員会報告 (2017年度 第8回)
- 32 常議員会議長席から
 ・素人議長の戯言 青木莊太郎
 ・常議員会副議長に就任して 井上 聡
- 34 東京弁護士会市民会議：第43回 権利保護保険 (弁護士保険) について
- 41 広報委員会市民交流部会の活動報告 吉川拓威
- 43 今、憲法問題を語る
 第76回 会員シンポジウム「自衛隊を憲法に加憲!? その是非を考える」を開催 下林秀人
- 44 もっと知ろうよ! オキナワ!
 第13回 辺野古埋立をさせないための今後の手段 藤川 元
- 46 近時の労働判例
 第58回 東京地裁平成28年10月6日判決 (美容院A事件) 檀上遼一
- 48 東弁往来：第55回 白神ひまわり基金法律事務所 大庭秀俊
- 50 わたしの修習時代：忘れることのできない私の修習生時代 31期 立石則文
- 51 69期リレーエッセイ：この1年を振り返って 渡辺知子
- 52 お薦めの一冊：『あなたがあたえる 大富豪ピンダーの夢をかなえる5つの秘密』吉川拓威
- 53 コーヒーブレイク：登山と私 小泉英之
- 54 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 61 インフォメーション

新年を迎えて
new year 2018

リスク管理と執行力の強化を目指して 到達点とさらなる進展のために



東京弁護士会会長 瀨上 玲子

あけましておめでとうございます。本年は平成元号となり、30年という節目の年を迎えて、世界の平和と会員のご多幸を祈念するものです。

年初にあたり、この9ヶ月の取組の一端をご報告申し上げます。

1 弁護士会のリスク管理について

日本最大の弁護士会である当会には、様々なリスクが存在します。就任の冒頭にこのリスク管理を基本姿勢として掲げました。

昨年3月に発生した日弁連総会の委任状問題では、事務上の過誤が生じないように万全の態勢を整え、5月の定期総会、12月の臨時総会のいずれにおいても過誤なく委任状提出を終えることができました。東京弁護士会総会における委任状に

ついても同様の方針で取り組んでいます。

また、個人情報保護方針に基づき、役員室を含めた書類等の保管ルールを徹底したほか、当会のコンピュータシステムの脆弱な部分を確認し、その対応策を検討しているところです。

2 執行力の強化

基本姿勢の二つ目として執行力の強化を掲げました。役員が様々な施策に取り組めるようにするためには、執行部だけではなく、東京弁護士会全体における業務改善が必要です。まずは副会長の委員会への関わり方について、委員会の正副委員長および事務局への理解を求め、副会長の活動強化という一定の成果が生まれました。

そのほか事務局業務についても、無駄なものは

ないか見直しを図ってもらい、様々な工夫がされ、大きな成果が出ています。たとえば、総務課における大量懲戒案件に対する事務の簡素化、会員課における弁護士会照会制度の事務フロー見直しなどです。

そのほか、証明書発行機導入や外部ストレージを用いた委員会資料の配布など、業務のIT化に取り組んでいます。外部ストレージによる委員会資料の配布については、導入する委員会を拡大させ、本格実施していく予定です。

3 男女共同参画のさらなる推進

今年度は私と平沢副会長という女性2名が執行部入りし、当会の男女共同参画に大きな一歩となりました。また日弁連では、政策決定過程への女性参加を促進する施策として、副会長女性クォータ制を導入し、次年度から2名以上の女性日弁連副会長が実現される予定です。

東京弁護士会における女性割合も20%弱に達し、若い世代がその過半を占めています。子育て支援のため本年度から研修等の際に利用できる会館内での一時保育サービスが導入されました。日弁連でも研修や会務参加のために要するベビーシッター費用を年間3回まで1回5000円を補助する制度ができました。これらの周知に努めワーク

ライフバランスの実現を目指していきたいと考えます。

4 アクセス窓口の拡充

所信に掲げた市民ニーズに応じたアクセス窓口の拡充については、初めに関連委員会の委員長会議を開催しました。委員会によっては独自の窓口重視のところもありましたが、ご協力いただける委員会には、今後も専門性の高い分野の名簿の充実をお願いすることになります。

既存の名簿を有効に活用し、専門性、精通性を重視する市民ニーズに応えるというコンセプトに基づき、市民に対する弁護士紹介をオンラインやファックス等にて行うことになる予定です。

他方、中小企業法律支援センターは、その機能を強化し、弁護士紹介センターが保有していた事業者向けの専門分野を引き受け担当することになります。また中小企業だけではなく各種法人、組合などの組織についても支援の対象を拡げます。

上記以外にも、様々な課題が残されており、最後の3カ月で仕上げられるようにスピードアップを図っているところです。引き続きご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。

外国人の法律相談

今月号の特集は、「外国人の法律相談」です。

東京で生活をする外国人、東京を訪れる外国人は増加しており、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控えていることもあり、今後もさらなる増加が見込まれております。

「外国人の法律相談」と聞くと、外国人が絡む問題であるというだけで苦手意識を有している会員の方も少なくないと思いますが、法律相談の場面において、相談者が外国人という事例や、相手方が外国人という事例、あるいは関係者が外国人という事例も珍しくはなくなってきていると感じておりますので、深い専門知識とまではいわずとも、せめて基本的な考え方くらいは押さえておくことが不可欠なように思います。

そこで、外国人の権利に関する委員会の方々に、在留資格、管轄、準拠法、労働事件、涉外離婚、国際的な子の連れ去り（ハーグ条約）、涉外相続、国籍問題等について、ご執筆をいただきました。

本特集をご一読いただき、外国人が絡む法律問題についての基本的な考え方を押さえていただけたら幸いです。

（小峯 健介）

CONTENTS

序 特集にあたって	5頁
I 外国人事件の概要～在留資格、管轄、準拠法～	6頁
II 外国人の労働事件	8頁
III 涉外離婚	10頁
IV ハーグ条約	12頁
V 涉外相続	14頁
VI 国籍問題	17頁

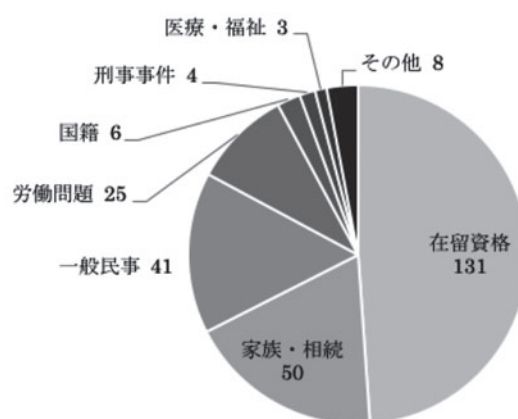
序 特集にあたって

外国人の権利に関する委員会委員長 浦城 知子 (59 期)

東京に居住する外国人は2017年1月時点で48万人を超え、人口100人あたり3.6人が外国人となった（住民基本台帳上の統計）。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国人観光客へのおもてなし政策が掲げられているが、品川にある入国管理局で手続のために並ぶ外国人の長蛇の列（廊下に座り込んでいる階もある）を目の当たりにすると、外国人への公共サービスは未だ行き届いていないと感じる。

当会では、新宿及び蒲田の相談センターにおける法律相談、東京入国管理局における出張相談を実施している。2017年度上半期の相談項目は、在留資格が約半数を占め、家族・相続、一般民事、労働と続く（図1参照）。在留資格については、元々ない場合と、他の相談内容と相俟って問題になってくる場合があり、相談を受ける場合には常に注意する必要がある。また、家族・相続や国籍など、外国人特有の相談については、個別案件に応じて法律等の確認をするにせよ、基本的な知識は押さえておきたい。

図1 相談センター 2017 年度上半期相談項目



本特集は、民事の法律相談を念頭に、在留資格がある場合の相談について、基本的な知識や手続の流れをまとめたものであるが、外国人の法律相談を受ける際の一助となれば幸いである。

I

外国人事件の概要

～在留資格, 管轄, 準拠法～

外国人の権利に関する委員会委員 金 竜介 (46期)

1 在留資格

在留資格とは、外国人が日本に在留して一定の活動ができる法的地位をいい、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）に活動類型ごとに在留資格が定められている（他に入管特例法による「特別永住者」の法的地位がある）。

在留資格の中には、入管法別表の要件に加え、上陸審査の審査基準が法務省令で定められているものがあり（出入国管理及び難民認定法7条1項2号の基準を定める省令（平成2年5月24日法務省令第16号））、基準が明確化されている。

在留資格は、大別して「一定の活動に基づく在留資格（入管法別表第1）」と「一定の地位（身分）に基づく在留資格」（別表第2）とがあり、別表1については、活動の類型に応じてさらに5つの表に分かれている。また、各在留資格の在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に定められている。在留資格と在留期間は、在留カードに記載されているので、弁護士はこれを見て確認することとなる。

2 「ビザ（査証）」と「在留資格」

相談者が、「就労ビザ」「結婚ビザ」という言葉を使うことがあるが、法的には「就労ビザ」というようなものはない。

「ビザ」は、日本に上陸しようとする者が日本の大使館に申請し、有効な旅券を所持していること、申請に係る提出書類が適正なものであること、申請人が日本において行おうとする活動又は申請人の身分若しくは地位及び在留期間が、入管法に定める在留資格及び在留期間に適合すること、申請人が入管法5条1項各号のいずれにも該当しないことなどの要件を満たし、ビザ発給が適当と判断される場合に発給されるものである。

有効なビザを所持していることが日本への上陸申請の要件となり（査証相互免除の国、特別上陸の場合はビザは不要）、日本の空港・港で入国審査官がパスポートに押されたビザを確認して、それに見合った在留資格を付与して外国人の入国を許可することになる。

日本にいる相談者が使う「就労ビザ」という言葉は、別表第1の1、第1の2所定の在留資格をいうものであり、各在留資格によって可能な就労は異なることになる（別表第2には就労制限はない）。「結婚ビザ」の相談というのも、多くは「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格取得や更新の相談ということになるのでこの点は注意が必要である。

3 国際裁判管轄

一般の民事事件の裁判管轄は民事訴訟法の規定

によるため当事者が外国人であるか日本人であるかによって管轄が異なることはない。住所・居所との関係で民事訴訟法3条の2が、住所が日本国内にない場合又は住所が知れない場合についての国際裁判管轄を規定するので、管轄は同条によることとなる。

実務的に管轄が問題となる事案の多くは、渉外家事事件であろう。具体的には、離婚・婚姻、親子関係、子の監護及び親権、扶養、相続、後見、失踪宣告、不在者財産管理などが考えられる（このうち離婚、子どもの監護・養育、相続については本特集の各パートで詳論する）。

人事訴訟事件における国際裁判管轄は、被告又は相手方の応訴の負担を考慮して、原則として、被告（相手方）の住所地となるが、身分関係事件においては、真実の身分関係の確認や身分関係の解消等を求める当事者の利益を重視して原告又は申立人の住所地にも管轄を認めるという観点から、事情によって被告（相手方）の住所地以外に管轄を認めた判例が多数ある（最高裁平成8年6月24日判決民集50巻7号1451頁は、日本国内に居住する日本人がドイツに居住するドイツ人妻に対して提起した離婚請求訴訟につき、日本の裁判所の管轄権を認めた）。

国際裁判管轄については、多数の判例があり、依頼者に有利な裁判所に申し立てるための方策を考えることが弁護士には求められる。

4 準拠法

外国人が関わる裁判の準拠法は、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という）で定められている。例えば、不法行為によって生ずる損害賠償請求権は、加害行為の結果が発生した地の法によることとなる（通則法17条）、労働契約については、当事者が契約で準拠法を日本法以外に定めた場合でも日本法の強行規定が適用される場合がある（通則法12条）などである。

渉外家事事件の各論は、後述の各パートに譲るが、通則法42条は「その規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するとき」と定める。これは、外国法の内容そのものが日本の公序に反するか否かを抽象的に判断するということではなく、準拠法と指定された外国法を実際に適用した結果が日本の公序に反するということを意味する。そして、外国法の適用が排除された結果、どの法が適用されるかであるかについては、通則法に明文の規定はないものの、日本法が適用されると解されている。

また、外国裁判の承認・執行は、基本的に民事訴訟法118条各号に規定する要件を具備する場合に限り、その効力を有するものとされている。逆に日本の裁判所の確定判決をもって外国で執行できるかについては、各国法によることとなるため、この点については注意が必要である。

Ⅱ 外国人の労働事件

外国人の権利に関する委員会委員 尾家 康介 (63 期)

外国人の労働事件というと、通常の労働事件（外国人の労働事件ではない労働事件）とは全く異質の、難しそうなものに感じられるかもしれないが、日本国内で発生した事件については、多くの場合、通常の労働事件と基本的な処理は変わるところがない。その意味で、難しそうだからといって敬遠する必要はないが、外国人の労働事件特有の問題もあるので、本稿ではそのような特有の問題を中心に紹介する（労働者側からの相談を想定する）。

1 在留資格

在留資格は、当該外国人が日本で行うことのできる活動を規定するものである。当該外国人が日本で適法に就労することができるか否か、どのような種類の仕事にどのくらいの期間・時間就労することができるかといったことは、在留資格の種類によって決まっている（ただし、入管法別表第2の在留資格には基本的に就労に関する制限がない）。また、そのことの裏返しとして、日本で一定の仕事をするために在留資格が許可された場合、その仕事をしなくなると、在留資格自体が失われる可能性がある（後記相談1）。

これらの結果として、外国人は失業により在留資格を失うことがあるし、転職の自由も事実上制限されうることから、使用者との関係で、声をあげにくい関係性に陥りがちである。

また、失職の場面に限らず、在留資格により就労可能な仕事の種類が限定されている場合、例えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で仕事していた人は、転職をするとしても、在留資格を変更しない限りは、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される職種にしか就くことができない（同じ会社の中での配置転換にも同様のことが当てはまる）。

オーバーステイの状態ですら就労した場合や、在留資格

で許された範囲を超えて就労した場合において、それはいわゆる不法就労にあたるが、就労が違法であったとしても、就労という事実が無に帰するわけではなく、就労に対する賃金を請求する権利はあるし、労災保険の適用もある。ただ、もちろん入管法上の退去強制事由・犯罪に該当するとして摘発される可能性はある。使用者自身が在留資格で許される就労の範囲を理解せずに、労働者に違法な仕事をさせていることもある。

2 国際裁判管轄・準拠法

日本に本社を置く企業が、日本人の従業員との間で締結すると同様の雇用契約を外国人の従業員との間で締結している場合には、従業員の国籍によって国際裁判管轄や準拠法が異なるということではなく、日本の裁判所で日本の法律に基づいて争うことができると考えてよい。問題は、雇用契約において国際裁判管轄や準拠法について、日本以外を選択するという合意があった場合である。こうした場合でも、日本の裁判所で日本の法律に基づいて争うことができる場合が少なくない（国際裁判管轄について、民事訴訟法3条の7第6項。準拠法について、法の適用に関する通則法12条）。

外資系企業等で、労働者にとって極めて不利な条件の雇用契約を結んでいる事案や、労働者にとって極めて不利な形で解雇が行われている例を見かけることがあるが、日本の法律を使って対処することができる場合も多いのである。

3 外国人技能実習生

外国人の労働問題の中でも、外国人技能実習生の事件はさらに特殊であるとの印象を持たれがちである

が、技能実習生も労働者である以上、その労働事件としての処理の方法は、技能実習生以外の労働事件と基本的に同じである。ただ、転職の自由が著しく制限されていることや、監理団体が間に入っていることなどの外国人技能実習制度の構造的問題から、著しい低賃金や強制帰国など、通常の労働事件ではあまり見られないような人権侵害が起きやすいのが特徴である。こうした人権侵害は、未払賃金の請求や解雇などの労働法の問題として整理できるほか、それ自体に不法行為が成立しうる。このように、労働法や民法の理論の応用によって対応をすることが可能である。

4 方針選択

解雇により在留資格が失われそうな場合や、不法就労により入管に収容されている場合、本人が帰国する予定である場合などには、①事件処理についての時間的な制約や、②裁判所への本人の出頭可能性についての制約がある場合がある。労働審判（本人が期日に出頭するのが原則である）や、訴訟で尋問が必要と考えられる場合など、方針選択にあたって考慮に入れなければならない。

【相談1】

私は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で日本に滞在しています。外資系の人材紹介会社で転職エージェントとして働いていましたが、会社から、「営業のノルマが達成されていない」との理由により、解雇されてしまいました。なお、私には配偶者や子どもはいません。

【回答】

解雇の有効性を争う前提として、在留資格の対応が必要であり、①雇用契約上の地位を仮に定める仮処分を取得して在留資格の更新を試みる、②新たな

就職先を探す、③「短期滞在」の在留資格等を得て、短期の交渉で決着することや、④裁判の準備をした上で、帰国後も裁判を続ける、といった選択肢が考えられる。

解雇の有効性については、通常の労働事件と同様に検討すればよい。

【相談2】

私は、外国人技能実習生として来日し、受入先の農家で働いていましたが、仕事がつらかったのでその農家を逃げ出し、今は自分で見つけた建設現場で働いています。技能実習生として滞在を続けたいと思いますが、新しい実習先に移ることはできますか。

【回答】

技能実習の受入先（実習実施機関）の変更は、受入先に問題があり技能実習生には帰責性がない場合には不可能ではないが、新たな受入先を見つけるのが難しいなど、現実には困難を伴う。元の受入先を逃げ出して別の仕事をしていたとなると、むしろ不法就労として入管に摘発されかねない。すでに在留資格を取り消されている可能性もある。

技能実習生の転職の自由が著しく制限されているのは制度として問題であるし、初めからあきらめる必要もないが、逃亡から時間が経っていると現実的ではないであろう。逃亡から間もない場合や逃亡前の場合には、受入先に問題があることを指摘して、後記の技能実習機構に相談・監理団体や入管と交渉することが考えられる。

平成29年11月から実施された新制度では、技能実習4年目に移行する際に、技能実習生の意向に基づき実習先を選択することを認めるとされており、また、年次にかかわらず、技能実習生が人権侵害を受けた場合に、外国人技能実習機構が転籍の支援をする体制を整備することとされている。

Ⅲ 涉外離婚

外国人の権利に関する委員会委員 梶田 潤 (62期)

当事者の一方もしくは双方が外国人であり、または、当事者の双方が日本人であっても国外に居住しているなど涉外的要素の関わる離婚事件（以下「涉外離婚事件」という）については、一般的な日本人同士の離婚事件とは異なる点を検討する必要がある。中でも問題となるのは、どの国が裁判管轄権を有するのかという国際裁判管轄の問題と、どの国の法律に従って離婚の効力を判断するのかという準拠法の問題である。

1 国際裁判管轄

涉外離婚事件の国際裁判管轄については、我が国の法律上、直接これを定めた明文の規定は存在しないことから、その決定は解釈に委ねられている。

この点、最高裁判所は、訴訟手続上の正義の観点などから、被告の住所地国に国際裁判管轄を認めることを原則としつつ、被告が日本に住所を有しない場合であっても、①原告が遺棄された場合、②被告が行方不明である場合、③その他これに準ずる場合には、公平の観点から例外的に日本に国際裁判管轄を認めるという立場をとることを明らかにした（最高裁昭和39年3月25日判決民集18巻3号486頁）。その後は、実務上もこのルールが踏襲されている。

なお、近時、涉外的要素を有する家事事件の国際裁判管轄について、国会で立法化作業が進んでおり、今後の動静に注意する必要がある*1。

2 準拠法

涉外離婚事件の準拠法については、法の適用に関

する通則法（以下「通則法」という）に定めがある。通則法27条本文は、「婚姻の効力」に関する準拠法を規定する通則法25条を準用していることから、離婚の効力は、①夫婦の本国法が同一であるときはその法律により、②その法律がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法律により、③そのいずれの法律もないときは夫婦に最も密接な関係がある地の法律により、決せられることとなる。

もっとも、通則法27条但書は、「夫婦の一方が日本に常居所を有する日本人であるときは、離婚は、日本法による」としている。したがって、一方当事者が日本に常居所を有する日本人である場合には、相手方の国籍にかかわらず、日本法が準拠法となる。

3 注意点

国際裁判管轄と準拠法の検討順序については、国際裁判管轄を先に検討する必要がある。日本に国際裁判管轄が認められないのであれば、日本の法律の一つである通則法の適用が問題となることもない。国際裁判管轄の有無を検討せずに準拠法を検討するという思考順序に陥ることのないように注意する必要がある。

【相談】

私は東京都に在住する日本人女性です。バングラデシュを旅行中に知り合った男性と1997年にバングラデシュで結婚し、日本でも結婚の報告的届出を行いました。

夫は1998年に「日本人の配偶者等」の在留資格で来日しましたが、数ヶ月後には、日本の生活に馴

*1：人事訴訟法等の一部を改正する法律案が平成28年2月に国会に提出されている。

染めないと言ってバングラデシュに帰国したきり、一度も来日していません。

それ以後、私は何度かバングラデシュを訪れて夫との婚姻生活を続けてきましたが、2003年にバングラデシュを訪れた際、夫からひどい暴力を振るわれたため、すぐに日本に逃げ帰ってきて、その後は一度もバングラデシュを訪れていません。帰国後、心療内科でPTSDとの診断を受けています。

夫とはここ数年は全く連絡を取っていません。昨年、離婚したいと思って夫の住所宛に手紙を送っていましたが、住所が変わったようで、手紙は返送されてきてしまいました。

できるだけ早く離婚をしたいと考えていますが、夫と離婚することは可能でしょうか。

【回答】

1 相談者によると、夫は1998年にバングラデシュに帰国し、その後一度も来日していないとのことである。そこで、相談を受けた弁護士としては、まず、弁護士会照会によって入国管理局に夫の出入国履歴を照会すべきである。照会の結果、相談者の言うとおり夫が再来日した事実が存在しないことが明らかとなった場合、夫は、日本国内に住所を有していないのであるから、前記の最高裁判所のいうルールに従えば、原則として日本の裁判所には国際裁判管轄が認められないこととなろう。

そこで次に、最高裁判所のいう例外的な場合に該当するとして、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められないか検討すべきである。相談者によると、夫宛に手紙を送っても返送されてきたとのことであるから、相談を受けた弁護士としても、相談者の知っている夫の住所宛にEMS（国際スピード郵便）を送るなどして手紙の到達の有無を確認すべきである。そして、送付したEMSが返送されて

きたような場合には、当該住所に夫は居住していないのであろうから、最高裁判所のいう「被告が行方不明である場合」に該当するといつてよいであろう。

また、仮に調査の結果、夫の現住所がバングラデシュにあることが判明した場合（「被告が行方不明」とはいえない場合）であっても、裁判例においては、日本人女性が外国人の夫の暴力から逃れて日本に帰国し、日本で提起した離婚訴訟において、被告の住所地国に離婚請求訴訟を提起することにつき法律上又は事実上の障害の有無及び程度等を考慮して、日本に国際裁判管轄を認めた事例（東京地裁平成16年1月30日判決判時1854号51頁）があり、本件においても同様に国際裁判管轄が肯定される可能性があるであろう。

したがって、本件については、上記最高裁判所のいう例外的な場合に該当し、日本の裁判所（東京家裁）に国際裁判管轄が認められることとなろう。

2 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合、次に準拠法の問題を検討することとなる。本件については、相談者は東京都に在住する日本人女性であることから、通則法27条但書により、日本法が準拠法となる。

3 日本法が準拠法となる場合、裁判官は、本件において民法770条1項各号の定める離婚原因が存在するかを検討することとなる。そこで、訴訟を担当する弁護士としては、夫婦が長期間別居している事実や相談者がバングラデシュで夫から暴力を受け、日本に帰国した後にPTSDを発症したことなどの事情を挙げ、「その他婚姻を継続し難い重大な事由」が存在すると主張していくこととなろう。

Ⅳ ハーグ条約

外国人の権利に関する委員会委員 柳原 由以 (63期)

1 条約の概要

国際結婚の増加に伴い、一方の親が他方の親の同意を得ないで子を国外に連れ出すケースが問題視されるようになり、1980年に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「ハーグ条約」とする）」が国連で採択された。

これにより、条約を批准している国*1との間では、子の連れ去りについて、ハーグ条約を前提に対応が可能となった。そのため、批准以前は、連れ去られた親（日本居住）が、外国の弁護士を自力で探して外国の裁判所へ子の返還を求めなければならなかったケースにおいて、双方の国の中央当局を通じ、相手国から子を連れ戻すための手続や親子の面会交流の機会の確保のための手続を進めることが可能になった。本稿では、子の連れ去りの場合にハーグ条約を利用していかなる手続が可能となるかを説明する。

2 日本から子が連れ去られた場合

日本で常に養育していた子を、片親が他国へ連れ去った場合、相手国がハーグ条約を批准していれば、日本に残った親は、ハーグ条約に基づいて子の返還を求めることができる。

ハーグ条約の手続に従う場合、まず、外務大臣（日本の中央当局）に対し申請*2することになる（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「実施法」とする）11条）。なお、手続の前提として、子が16歳未満であり*3、申請者が監護権*4を有していることが必要となる。

外務大臣に提出された申請書は、子の所在する他の締結国（以下「所在国」とする）の中央当局に転送される。実務上、条約の手続に則って申請をした場合、申請書やその資料の翻訳料がすべて公的な支出となる。

所在国の中央当局は、国内に子がいるかの確認、子の所在の確知、子を連れ去った親などに対し子を子の常居所地国に任意に返還するよう促す働きかけ、任意の返還に応じない場合には申立人が返還命令のための手続を開始する支援を行う（条約7条）。この支援内容は、各国の規定により様々である。例えば、イギリスでは、中央当局が申請者のために専門の弁護士リストから迅速に代理人を紹介し、法律扶助の適用もされるとされている。オーストラリアでは中央当局が返還手続の裁判の申立人になる。一方で、アメリカでは弁護士を探す協力にとどまるとされている*5。

任意での返還に応じられない場合には、返還手続によることとなる。返還手続の申立ては、原則として連れ去りから1年以内にしなければ返還が認められなくなるので、注意が必要である（条約12条）。条約は子がそれまで日常生活を送ってきた国で監護の問題を取り決めることが子の健全な成長にとって不可欠であり、子の利益にかなうとの理念から、早期にこれまで生活していた国に子を返すことを原則としており、返還手続は6週間以内に行われる必要があるとされている（条約11条）。もっとも、実際の運用は、時間をかけた審理が行われているようである。

返還命令が出された場合には、中央当局は、必要かつ適当な行政手続をとって子を無事に返還することを確保するとされており（条約7条2項h）、アメリカ、カナダ、ドイツでは法執行機関が、オーストラリア、ニュージーランドでは中央当局や警察がこれを担うものとされている。

3 日本へ子を連れてきた場合

(1) 連れてきた親からの相談

海外で暮らしていたが、片親の同意なく日本へ子を連れ帰ってきたとの相談があった場合、連れ去りの経

* 1：外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023749.pdf>

* 2：外務省HP 申請書式 http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000943.html

* 3：その他の詳細要件については外務省HP参照 http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000869.html

子がどこにいるか明らかでなく、またハーグ条約を批准していない国にいたことが明らかである場合には申立は却下される。

* 4：離婚により親権と監護権が分属した場合に、親権について条約上の「監護権」の概念にあたるのかについては今後の実務の集積が待たれるところである（日本加除出版「Q&A 渉外家事ケーススタディ」197-198頁）

* 5：日本加除出版「Q&A 渉外家事ケーススタディ」194頁

緯や理由を聞き取ることになるが、ハーグ条約の理念からすると、相手方から1年以内に子の返還手続の申立てがあった場合には認容される可能性が高いことを伝えるべきである。

もっとも、申立てが連れ去りから1年以上経過し、子が新たな環境に適応している場合や(条約12条2項、実施法28条1項1号)、子を連れ帰ることが子の福祉の観点から適当でない場合(条約13条、20条、実施法28条1項2号乃至6号)には、これらが返還拒否事由にあたる。よって、弁護士としては、相談者からかかる返還拒否事由の有無について事情聴取を早急に行ったうえで、方針を決定する必要がある。

具体的な返還拒否事由は以下のとおりである。

- ① 連れ去り又は留置開始の時から1年以上経過した後、裁判所に申立てがされ、かつ、子が新たな環境に適応している場合
- ② 申立人が連れ去り又は留置開始の時に現実に監護の権利を行使していなかった場合(当該連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護の権利を行使していたと認められる場合を除く)
- ③ 申立人が連れ去り若しくは留置の開始の前にこれに同意し、又は事後に承諾した場合
- ④ 常居所地国に返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすこと、その他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険がある場合
- ⑤ 子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいる場合
- ⑥ 常居所地国に子を返還することが人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合

(2) 連れ去られた親からの相談

「日本に子を連れ去られた」との相談が片親からなされた場合には、相談者が相談者の居住する国で中央当局に申請をしているか否かにかかわらず、日本の外務大臣に外国返還援助の申請(実施法4条)を行い、かつ、家庭裁判所に子の返還申立て(実施法26条)を行うことになる。

この際、合わせて、相手方に対する、子の出国禁止命令及び旅券提出命令の申立て(実施法122条1項、2項)も行うことで、相手方が子を第三国へ出国させることを防止すべきである。

外国返還援助の申請は、裁判所への申立てが必須のものではないものの、実務上、外国返還援助の申請をした場合には、外務省(ハーグ条約室)が返還への援助を行い、また資料の翻訳を行ってくれるなどメリットは少なくない。

ハーグ条約に基づく子の返還申立手続は、日本では現在東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所のみが管轄を有することとされ、子の住所地の国際管轄区域によりいずれかに管轄が振り分けられる(実施法32条)。

返還手続において返還させる旨の決定が出た場合であっても、相手方が任意の返還に応じない場合には、いかに執行するかが、実務において問題となる。相手方が任意に応じない場合に、裁判所から履行勧告がされたとしても、実行の可能性は低く、強制執行を検討することになる。

この点、これまで子の引き渡しについて直接強制はできず、執行官が子を連れてくることまではできないとされていたが、近年は、直接強制を認める立場も有力となっている(東京家審平8.3.28(家裁月報49巻7号80頁)参照)。また、この場合に、人身保護請求手続を利用して子の引き渡しを実現した例も報告されている。

4 面会交流の原則

ハーグ条約は、子の連れ去りに対応する手段として、子の引き渡しに関する手続を整備するほか、親子が面会交流できる機会を得られるよう締約国が支援をすることも定めている(条約21条)。

連れ去りについては原則として1年以内に返還申立てを行わなければならないという障壁もあり、期間を徒過してしまった場合や、片親が監護することは承諾できても会う機会を保証して欲しいような場合には、面会交流の手続を申請し進めることが望ましい(実施法16条、21条)。

V

涉外相続

外国人の権利に関する委員会委員 田島 浩 (44 期)

1 事例

【相談】

私の父はアメリカ国籍、母は日本国籍で、私の国籍も日本で、日本で暮らしています。両親はある時期、日本で暮らしていましたが、ここ10年以上はずっとアメリカのニューヨーク州に住んでいました。ところが、3か月前に父がニューヨークで死去しました。父は、日本にもアメリカにも不動産と預金を有しており、私の自宅土地建物も父名義です。母は存命で今もニューヨークで暮らしています。私には兄弟姉妹はいません。父の遺産分割は、どこの国の法律に基づいて行われるのでしょうか。また、父の遺産分割は、どこの国で手続をしたらよいのでしょうか。

【回答】

遺産相続の手続は、現在の判例原則の下では少なくとも日本にある不動産と預金については日本で行うことも可能であり、その場合、日本にある不動産については、日本法に基づいて行われ、その他の財産については、アメリカのニューヨーク州法に基づいて行われます。

2 解説

(1) 国際裁判管轄について

国際裁判管轄一般については、平成23年の民事訴訟法改正により、民事訴訟法3条の2以下に規定が新設されたけれども、人事訴訟・家事審判事件の国際裁判管轄については本稿執筆時点では法制化されておらず、判例の示す原則に従って判断されている（なお、現在、国会で人事訴訟等の国際裁判管轄を定める改正法案が継続審議になっている）。

そして、相続関係に関しては、被相続人が日本に最後の住所ないし常居所を有するとき、若しくは特定の相続財産が日本に所在するときに、日本が裁判管轄を有するというのが判例（福岡高裁平成4年12月25日決定家裁月報46巻3号50頁（被相続人が日本に最

後の住所ないし常居所を有した事例）、東京高裁昭和54年7月3日判決高民集32巻2号126頁（被相続人が日本に最後の住所ないし常居所を有していたわけではないが、特定の相続財産が日本に所在していた事例）の立場である（最高裁判所事務総局編「涉外家事事件執務提要（下）」68頁（法曹会））。

もっとも、上記の東京高裁昭和54年判決は、特定の不動産がある外国人の遺産に属するか否かが争点となった事案について、「たとえ被相続人が本邦に最後の常居所を有しなかった場合にも、本邦に所在する相続財産に関する事件については、本邦の裁判所に例外的管轄権がある」と述べたものであり、特定の相続財産が日本に所在すれば、国外にある相続財産のすべてについて裁判管轄があるということまで述べているわけではない。

果たして現在の判例実務が、特定の相続財産が日本に所在すれば、国外にある相続財産のすべてについての裁判管轄があるという立場をとっているといえるのかは必ずしも定かではないが、少なくとも日本に所在する相続財産を分割する限りにおいては、日本に国際裁判管轄があるという立場ではあると考えられる。

この原則の下では、設問の事例の場合、少なくとも日本に所在する不動産と預金については、日本の裁判所にも管轄があることになる。日本の裁判所が、日本にある不動産・預金だけでなく、アメリカにある不動産・預金まで含めて分割する国際裁判管轄を有するという立場をとっているのかどうかは定かではない（なお、現在、継続審議中の法案では、特定の相続財産が日本に所在しても遺産分割の国際裁判管轄はない）。

(2) 準拠法について

法の適用に関する通則法（以下「通則法」という）36条は、「相続は、被相続人の本国法による」と定めている。同条による「相続」には、相続の開始、相続人、相続財産、相続分（寄与分・遺留分）、遺産分割、相続の承認・放棄、遺言執行、相続人の不存在といった問題が含まれる一方、遺言の成立・方式・

効力については同法37条及び特別法である遺言の方式の準拠法に関する法律が規定しているので、同法36条の「相続」には含まれない。また、相続財産の管理が同条の「相続」に含まれるかどうかについては争いがあるが、後述する。

設問の事例の場合、被相続人の本国法はアメリカ（ニューヨーク州）法である。ところが、国際私法には反致という概念があり、日本でも一定の範囲で反致の考え方が採用され、通則法41条本文は、「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による」と定めている。

ところで、相続の準拠法の決定に関しては、相続統一主義と相続分割主義という2つの立場がある。相続統一主義とは、不動産相続と動産相続を区別せず、相続関係を一体として被相続人の属人法（多くの場合は本国法だが住所地法の国もある）によって統一的に規律しようという主義であり、大陸法系の多くの国（ドイツ、オーストリア、イタリア、スペイン、ポルトガル、ポーランド、ハンガリー、ギリシア、リヒテンシュタイン、スウェーデン、トルコ等）がこの主義を採用している。日本もこの主義を採用しており、アジア近隣諸国では韓国がこの主義を採用している。他方で、相続分割主義とは、不動産相続と動産（一般的には不動産以外の財産を意味する）相続とを区別し、前者については所在地法を、後者については被相続人の属人法（多くの場合は住所地法だが本国法の国もある）を適用する主義であり、英米法系の国のほか、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、ルーマニアなど大陸法系の一部の国、アジア近隣諸国では中国がこの主義を採用している（それぞれの国の根拠条文等は小出邦夫編著「逐条解説・法の適用に関する通則法（初版）」352頁（商事法務）に記載されている）。

アメリカ（ニューヨーク州）においても不動産については所在地法、動産については被相続人の住所地法を準拠法とするという相続分割主義が採用されており、そうすると、通則法41条により、日本に所在する不動産については、日本法によることになる。もっ

とも、被相続人の本国法が相続分割主義を採用している場合には反致を認めないという学説もあるが、判例は本国法が相続分割主義を採用している場合にも反致を認めている（最高裁平成6年3月8日判決家裁月報46巻8号59頁、神戸家裁平成6年7月27日審判家裁月報47巻5号60頁）。

なお、アメリカは、州によって内容の異なる法律が適用される、典型的な地域的不統一法域であるところ、不統一法域における準拠法の選択について、通則法38条3項は、「当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法（そのような規則がない場合にあっては、当事者に最も密接な関係がある地域の法）を当事者の本国法とする」と定めているが、アメリカには通則法38条3項にいう「規則」はないから、当事者に最も密接な関係がある地域の法を当事者の属する地域の法と解するほかないという説（横浜地裁平成10年5月29日判決判例タイムズ1002号249頁等）が現在の通説・判例である。

（3）相続財産の承継についての法制度

相続財産の承継についての法制度には、相続開始の時から被相続人の積極・消極の財産のすべてが相続人に包括的に承継されるという包括承継主義と、相続開始によって被相続人の財産の清算が行われ、債権債務関係を処理した後に残余財産があれば相続人にこれを分配するという管理清算主義という2つの法制度がある。前者はドイツ、フランス、イタリア、スイス等の大陸法系諸国で採用され、日本もこの制度を採用している。後者はアメリカ、イギリス等の英米法系諸国で採用されている。管理清算主義の具体的な流れは、遺言書により遺言執行者が指定されている場合には、裁判所が遺言をプロバート（Probate、検認と訳されるが、日本法の検認と異なり、遺言の内容の真否や遺言の有効性判断がなされ、遺言執行者に対する遺産の管理・清算、分配・移転についての権限を付与する手続である）し、遺言書はあるが遺言執行者

が指定されていない場合及び無遺言の場合には、裁判所が遺産管理人を選任する。そして、遺言執行者・遺産管理人は裁判所の監督下において遺産の管理清算を行い、その後に残余財産から法律に従い一定の額あるいは割合を相続人に分与することになる。そして、管理清算主義の下では、遺産を管理し、債権債務を清算する過程と残余財産を相続人に分配移転する過程とは別個の手続として理解されており、一般に英米法系諸国において相続分割主義がとられるのは後者の手続についてのみである。遺産の管理清算については動産・不動産を問わず、遺産管理地法が準拠法とされている。

日本の通則法の解釈としても、遺産の管理については被相続人の本国法ではなく管理財産の所在地法が準拠法となるという説があり、この説に立った判例もある（東京家裁昭和41年9月26日審判家裁月報19巻5号112頁）。

設問の事案においては、少なくとも日本にある財産については管理清算主義を採るアメリカ法（ニューヨーク州法）を準拠法として、日本の裁判所において上記の手続が行われることになる（不動産の分配移転についての準拠法は日本法、また、遺産の管理清算についての準拠法も遺産管理地法である日本法になるという説もある）。

（4） 適応問題

前述のように日本の検認の手続と英米法のプロベイトの手続は全く異なるし、英米法の遺言執行者は裁判所の管理下にあるが、日本法の遺言執行者は同様の意味で裁判所の管理下にあるわけではなく、かつ、清算型遺贈など特殊な遺贈の場合は別として遺産の第三者への売却や債務の弁済の権限を有しない。また相続財産管理人が選任される場合は非常に限定されている（民法918条2項、926条2項等）。手続は法廷地法によるという原則はあるけれども、適用する実質法が外国法の場合には外国法と法廷地法との間に不調和が生じる場合がある。これを適応問題という。

外国法と法廷地法との間の不調和の適応問題に対処する方法として、法廷地にある類似の制度を修正して外国法の求める手続を行うということがある。準拠法が管理清算主義を取っている場合、遺産管理人・遺言執行者については、相続財産管理人の制度により代行できるとされているが（最高裁判所事務総局編前掲書67頁以下）、プロベイトの手続については、遺言の有効性の判断を含んでいるから、日本の家庭裁判所の甲類審判（家事事件手続法のもとでは別表第1の事件）の手続で代行することは困難であるとされている（最高裁判所事務総局編前掲書75頁）。

（5） 相談にあたって

日本に国際裁判管轄があるとされている場合であっても、国外にある不動産については、相続関係においても不動産所在地国が専属的国際裁判管轄を有するという制度を採る国が多いため、日本の家庭裁判所の審判が承認される可能性は乏しいし、承認の問題とは別に登記・登録ができるかという問題がある。さらに国外にある預金その他の金融資産についても、国外の金融機関が日本の家庭裁判所の審判に従った手続を採るとは限らない。その結果として国外にある財産については、日本での手続では完結せず、国外での裁判手続が必要となる場合がしばしば生ずると考えざるを得ない。

また、涉外相続の処理に当たっては、外国法の調査が不可欠であるが、これはしばしば困難を伴う（加藤文雄著「涉外家事事件整理ノート」新版369頁以下（新日本法規出版）に詳細な文献の紹介がある）。インターネットで調べるとか、大使館・領事館に問い合わせる、外国法研究者に問い合わせる等の方法があるが、実質法（相続法）自体の調査よりも、国際私法の調査は難しく、国際裁判管轄の調査はさらに難しい。そして、日本の裁判の承認可能性となると、日本の弁護士限りで判断することは極めて困難である。結局のところ、その国の法律専門家に相談するほかない場合も多いであろう。

1 外国人相談と国籍確認

外国人相談において、相談者の国籍の確認は在留資格の有無・種類とともに重要な事項である。日本に滞在するにあたって在留資格が必要となる「外国人」とは、「日本国籍を有さない者」であるから（入管法2条2号）、相談者が日本国籍を有していれば、少なくとも在留資格の点は大きな問題ではなくなる。また、家事事件では、日本の抵触法は本国法主義をとっているため、準拠法判断に相談者の国籍確認は必須である。

2 日本国籍を取得する場面

日本国籍を取得する場面は、大きく3つある。①出生による取得、②認知による取得、そして③帰化による取得。以下、それぞれについて解説する。

(1) 出生による取得

日本の国籍法は、血縁主義を採用するため、両親のどちらかが日本国籍を有していれば、出生により、子は日本国籍を取得する（国籍法2条）。もっとも、1984年に国籍法が改正される前は、父親が日本人の場合しか出生による日本国籍取得は認められなかったため、相談者の出生年の確認が必要になることもある。また、出生により外国の国籍を取得した日本国民のうち、国外で生まれた子については、出生による日本国籍取得が可能な場合であっても、日本国籍留保の意思表示をしなければ、日本国籍を喪失する（国籍法12条）ことになるので注意が必要である。具体的には出生届を提出する際に、国籍を留保するという欄にチェックすることにより意思表示がなされる。

(2) 認知による取得

出生により日本国籍を取得するには、子の出生時に日本国籍を保持する父又は母と法律上の親子関係がなければならない。したがって、日本人父・外国人母で、両親が結婚していない場合には、胎児認知を受けていなければ出生により日本国籍を取得することはできないので、それが無い場合には、生後認知による国籍取得を検討することになる。

2008年に国籍法3条1項が改正され（施行は2009年1月1日）、出生後の認知という要件の他に、3条1項記載の要件を満たす場合には、法務大臣への届出により日本国籍を取得することができることとなった。その要件とは、日本国民であったことがないこと、出生時に父又は母が日本国民であったこと、届出時に父又は母が日本国民であること、20歳未満であること、である。

認知による国籍取得に弁護士が関わることは多い。特に、認知手続から、将来的な国籍取得手続を含めて受任することになることが考えられる。具体的な手続は次頁の具体例対応を参照してほしい。

(3) 帰化

日本に長く暮らす外国人や、日本人の配偶者である外国人は、帰化手続より日本国籍を取得することを考えるかもしれない。帰化の要件は、国籍法5条乃至同法9条に記載されている。

3 重国籍の問題

国籍法は、世界の各国がそれぞれ規定するため、国際結婚カップルの子や国外で出生した子など、複数の国籍を有する場合も出てくる。

日本の国籍法は、原則として重国籍を認めていな

いため、重国籍となったときが20歳未満の場合は22歳まで、20歳になった後の場合は2年以内に国籍選択をすることが求められている（国籍法14条1項）。もっとも、実際には、その選択をしないことで特に不利益がある訳ではないとされている。当然であるが、外国籍を選択することにより日本国籍は喪失することになる（国籍法11条2項）。

上に述べたように、国籍法は、各国様々に異なる規律であるため、どのような条件・要件で国籍を取得することになるのか、調べた上で、現在の子の国籍状態を確認する必要がある（例えば、ロシア人と日本人との間の子は、ロシア国外で出生した場合には、出生によりロシア国籍を取得する訳ではないとされる。そのことにより、出生後にロシア国籍を取得する手順をとることで、日本国籍を喪失するケースが複数出ている）。

【相談】

私はA国出身の永住者Xです。3年前に日本人男性Yと離婚しました。Yとの婚姻中に、Zが生まれました。今、5歳です。1年前にYから、YとZとの間の親子関係不存在確認調停が起こされ、DNA鑑定後、親子関係不存在が確定しました。実は、Zは、別の日本人男性Vとの間の子です。Zの日本国籍はどうなるのでしょうか。

【回答】

Zは、婚姻中のXとYとの間に生まれたのでYの嫡出子と推定され（民法772条）、法律上の父親である日本人Yの子となるから、出生により日本国籍を取得していたことになる。しかし、その日本人父との親子関係不存在が確認されたことにより、遡って日本人父から出生した訳ではないことになるため、日本国籍を喪失する。その結果、母親と同じA国人

（外国人）となるため、適法な在留資格がなければ日本に滞在することができないことになる。ただ、本件においては、真実の生物学上の父親であるVもまた日本人ということであるため、生後認知による国籍取得により、再度国籍を取得することが考えられる。

具体的な手続としては、Vに対して認知を求めていくことから始まる。Vとの関係が現在も良好であるかないかにかかわらず、認知による国籍取得手続の際に法務局に提出しなければならない書類を少なくするために、国籍取得が最終的にとるべき手続として考えられる場合には、任意認知手続ではなく、裁判上の認知（調停（審判）／訴え）手続をとることが望ましい。Vの戸籍にZを認知した旨の記載がされたところで、まずはZ及びXの住所地を管轄する地方法務局に相談に行き（事前に電話をし予約をいれる）、具体的なこのケースについての必要書類の指示を受けた上で、必要書類を集め、最終的な届出の手続を行う。この届出の手続は、弁護士による代理業務が認められていないものの、実務上弁護士が資料を集めたり、相談に同席するなどして対応することが考えられ、特に資料収集能力に乏しい外国人当事者の場合は、そのようなサポートが必要になる場合が多い。

なお、上に述べたように、国籍が最終的に取得されるまでの間（厳密には届出の時点まで）は外国人で、在留資格がない状態であるため、入国管理局からZの違反調査・審査の通知がくとも考えられる。その場合には、入管には今後の国籍取得の手続見込みについて説明しつつ、入管の対応に応じることになるかと思われる。

INTERVIEW：インタビュー

将棋棋士・日本将棋連盟会長

佐藤 康光_{さん}

「1秒間に1億と3手を読む男」,「緻密流」の異名をとる佐藤康光さんは、数々のタイトルを獲得するなど、長年にわたり将棋界のトップ棋士の1人として活躍して来られました。現在は、日本将棋連盟の会長として、将棋界の舵取りもなされています。その佐藤さんに、空前のブームに沸く将棋の世界のお話を伺いました。

(聞き手・構成：伊藤敬史, 小峯健介, 鈴木啓太)



——将棋を始めたのはいつ頃でしょうか。

小学校1年生の時です。友達が小学校に将棋盤を持ってきました、それを見て覚えたのがきっかけです。

——どのようなところに将棋の魅力を感じましたか。

勝負がはっきり付くところが魅力の1つだと思います。あとは、自分の力で勝ち切れるという、1対1で勝つ魅力というのがあったのかもしれない。

——棋士にとって必要な要素はどのようなものでしょうか。

常に好きで居続けられる気持ち、常に情熱を傾けられることが大事だと思います。もちろん将棋自体の技術的な才能や精神的な強さも重要ですが、将棋の盤面は変わらないわけですから、飽きが来てもおかしくないわけです。私は将棋を始めてから飽きを感じたことは一度もありませんので、一番重要なことは、変わらぬ気持ちを持ち続けられることだと思っています。

——佐藤先生は、中学1年生の時にプロ棋士の養成機関の奨励会に入られたわけですが、同期には羽生善治さん、森内俊之さん、郷田真隆さんなど、いわゆる羽生世代と言われる錚々たるメンバーがいらしたわけですね。その時の奨励会の雰囲気はどうでしたか。

私は最初関西でしたが、みんなどんどん上がってきますので活気がありました。その中で自分も刺激を受けて負けたくないという気持ちが自然に湧き出てきましたので、環境として恵まれていたと思います。

——お互いに奨励会時代から今まで何十年と切磋琢磨し合ってきたと思うのですが、羽生さんや森内さんは、佐藤先生にとってどういう存在ですか。

羽生さんは常に先頭を走っている存在ですので、同世代ですけど目標の部分がありました。タイトル戦でも100局以上対局していますし、公式戦で私が一番多く対局している相手です。そういう意味では自分を引き上げていただいている棋士の1人かなと思います。

森内さんは、昇段ペースやタイトル数も似ていて、一緒に上がってきたというところがあります。そういう意味ではライバルと言えるかもしれません。

——先日、通算1000勝を達成されまして、おめでとうございます。それだけの年月があつてのことで非常に重みのあることだと思うのですが、振り返ってみていかがでしょうか。

1000勝が歴代9人目とのことで、達成したのは偉大な大先輩ばかりですので、その名を汚さないように

とは思っていますけれども、振り返ってみるとあっといふ間というのが正直なところですね。1局が終わると次の対局に向けて準備をしますので、昔のことを振り返るということはあまりしないんです。

—— 棋士の生活について教えてください。対局は年間で何局ぐらいあるのでしょうか。

これは様々です。全棋士の年間平均対局数はだいたい30局ちょっとだと思います。上の方で活躍している棋士は50局ぐらいです。

私は今まで年間対局数で一番多かったのが2006年度の86局です。タイトル戦だと地方で2日制の対局もあって、移動日を入れるとその前後4日間ぐらい取られてしまうことになりますので、86局に要するのが86日というわけではないんです。月別で言うと2月に13局対局したことがありましたが、その時は、ほぼ1カ月移動か対局だけでした。逆に負けると1カ月対局が何もないときもあるので、勝敗によってかなりばらつきが出てきます。

自分が勝つと思って対局の予定を入れていますけど、それが負けると全部なくなってしまうので、対局に負けるとオフになるような感じです。だから棋士はオフがない方がいいですね。

—— 棋士は対局以外の日はどのようなことをなさっているのでしょうか。

基本的に次の対局の準備の時間が圧倒的に多いですけれども、それ以外に、例えば、教える仕事をしたり、本を執筆したりという仕事をされている方も結構います。あるいは、準備の一環として仲間同士で研究会をします。対局以外の仕事はあまり行わないという棋士もいますし、人に教えるのが好きなのでそちらを中心にやっているという棋士もいます。それは結構個人差があります。

—— 対局への臨み方を伺いたいのですが、対局の前日の過ごし方で気を付けていることはありますか。

前日はあまり将棋のことを考えないようにしています。今は役員をやっていて、あまり自分の時間を取れないので、前日に勉強をすることが多いですけど、以前は、対局の前日に研究を突き詰めて、逆に新しい課題が出てしまって眠れなくなってしまうというケースが結構あったので、前々日ぐらいまでにある程度研究を済ませて、前日は基礎訓練ぐらいにして考え過ぎないようにしていました。

—— 対局中に心掛けていることはどのようなことでしょうか。

対局中は自分の力を出し切れる戦い方を考えています。プロ同士の対局でも自分の力を発揮できなくて負けてしまうというケースも結構多いんですね。あとは、自然体でいるようにしています。「落ち着け、落ち着け」とか言っていますと逆にそれがすでに普通の状態ではないですから。昔は気合を入れなきゃいけないという意識を持っていたこともありましたが、今はあまりそこまで一喜一憂せずに対局できる感じになっていますね。

—— 現在の自然体を身に付けたのはいつ頃でしょうか。

40代に入ってからだと思います。他の人にはない部分がないと勝ち抜けませんので、強い棋士には普通ではない部分が必要になってきます。そうはいっても精神的には自然体でいるところは必要なと思います。

—— 20代の頃と比べて、年齢的に発想が変わってきたようなことはありますか。例えば、羽生さんのご著書には40代に近づいてきたころから大局観で考えるようになったというような記載がありますが。

基本的に棋士の強さの根源は読みだと思うんですね。ちょっとした違いをいかに正確に読んでいくかというところが強さだと思います。当然、弱いうちは誤って読むわけですけども、その繰り返しによって、少しずつ勘が磨かれるといいですか、感覚が身に着いていく。それが大局観なのだろうと思います。つまり、

読みをひたすら繰り返すことによって、だんだん自分なりの基準が出てきて、その積み重ねで自分なりの大局観ができてきますので、そういう意味では年を経て出てくるものもあります。

将棋は、結構例外が多いゲームです。セオリーが山ほどたくさんあるわけですが、それはあくまでも部分、部分のセオリーであって、それが盤面全体で考えてみると当てはまらないというケースが結構多いのです。部分、部分のセオリーは知っていても、それをいろいろな基準で判断できなければいけないので、そういう難しさはあります。例えば、よく最初は玉を囲いなさいと言いますが、プロの将棋で全然囲っていないこともあるわけです。それは全体を見てそうしているわけです。

手を読んだり、いろいろなことを考えたりした経験を少しずつ活かして、何となくこれは何とかなりそうとか、これはだめそうだなという判断になってくるわけです。その理由は必ずしも1つだけではなくて、多いときはかなりの数になりますけど、複合的な理由が重なったときに、それを直感的に判断するのは経験から来るものかなと思います。

——その読みについて、佐藤先生は「1秒間に1億と3手読む」と言われていますけれども、先を読む力というのはどのように養われたのでしょうか。

私の場合は好奇心という面が大きいですね。何か面白そうだなと思って考え始めて、読みが進んでいったというケースが多いように思います。ただ、もちろん嫌な局面でも読まなきゃいけないわけですよ。自分にとっていい将棋を勝つばかりでは勝ち残れませんから、悪い将棋を逆転しなきゃいけないわけですけども、その逆転する要素として相手に悪いときも差を広げられずに付いていくということが非常に大事になります。これはプロ棋士でもなかなか難しい作業です。

プロの対局でも悪い方がさらにミスをして差を広げられて負けるというケースが結構多いんです。差を広げられずに付いていく作業ができる棋士が強いといい

ますか、それができないとなかなか生き残れないというのはあります。勝率の高い棋士でも4割とか3割は苦しい将棋が出てきますので、そこでどう踏みとどまるかということだと思います。

——日本将棋連盟では、将棋の魅力を普及するための活動として、どのような活動をされているのですか。

メディアを使った活動や、イベント、将棋教室、将棋大会等が主です。最近では映画の『3月のライオン』とか、藤井聡太四段の活躍でかなり関心が高まっていますので、これらの広報活動も行っています。

——最近将棋ブームになっていると実感されますか。

特に今年（2017年）の夏は、将棋のイベントや大会が数多く催されたんですけど、例年以上に参加希望者が増えています。そういう意味では多くの皆さんに関心を持っていただいていると思います。

あまり将棋を知らなくても、棋士の食べ物とか、棋士の人となりに関心があって将棋を観戦する「観る将」の方も増えていらっしゃるですね。いろいろな側面から将棋に関心を持っていただけるということで、非常にありがたいことだと思います。

——藤井四段が新人として29連勝という記録を作られましたけど、藤井四段の活躍についてはどのように受け止めていらっしゃいますか。

将棋界への関心が非常に高まりましたので大変ありがたいことだと思います。でも正直そこまで勝つとは思いませんでした。勝ち負けの確率を2分の1で単純計算すると、29連勝は約5億3600万分の1ですので、考えられないことが起こったという感じです。将棋が強いだけではなくて、受け答えの面でもちょっと中学生離れしているところがあって感心しています。

——藤井四段の活躍で20代の棋士が奮起をしているという面もありますか。

そうですね。20代前半の棋士が追いかけてい

るという意識を持つというのは今まであまりなかったと思うんですね。藤井四段の出現で危機感が芽生えて、今年に入ってから20代の勝率が飛躍的に上がっている気がしますね。今年に入ってから棋王戦、名人戦、棋聖戦、王位戦、王座戦と20代が挑戦者になっていますが、全部異なる人が挑戦者になっています。誰か一人が抜きん出ているというわけではなくて、非常に層が厚いので、これからより競争が激化していくことが考えられますね。

—— 業界全体として楽しみですね。

そうですね。これからどの人が天下を取っていくのか、時代を作っていくのかみたいなことが1つ見どころになりますかね。今までだと谷川浩司先生がいらっしゃって、羽生さんがいて、渡辺明さんがいますけど、それに続くような20代の棋士が出てくるのかということですね。いきなり藤井さんがそれを抜いてしまうのかも関心の一つかなと思います。

—— AIと棋士の方の将棋の違いはどのようなところにあると感じますか。

AIの指す手については、なるほどと思う部分もあるんですけど、「えっ？」と思う部分もかなりありまして、そのギャップがかなりあります。若手棋士を中心にAIの指し方を部分的に取り入れていることもあるんですけども、一局全体としてみると、まだ私にはわからない部分が多いです。

ソフトもまだまだ強くなれるという開発者のお話もありましたが、逆にいうとソフトも解明していない部分があるわけで、それだけ将棋が奥深いということをやソフトから教えていただいている部分があるのかなと思っています。

—— 今年の電王戦で佐藤天彦名人がAIに2連敗をしましたが、AIに敗れたとしても、人間同士が指す将棋の魅力というのは別にあるように思います。人間が指す将棋の魅力はどのようなところにあるとお考えですか。

将棋というのは非常に逆転の多いゲームで、野球だとランナーなしでホームランを打たれると1点取られるわけですが、将棋の場合は一手指しただけで1000点ぐらい取られてしまうケースがたまにあります。逆転の起こりやすい将棋というゲームで、勝ちに至る過程が無数にある中でいかに勝ちをたぐり寄せるかというところは人間ならではの魅力だと思います。

例えば、最短距離で勝ちを目指す指し方には当然大きなリスクが伴うわけですが、安全に勝つという確率の高い手を選ぶと戦いが長期化してミスをする可能性が高まりますから、どちらにもリスクがあります。そういう選択には、棋士の人間性や棋風の結果が現れてきますので、より個性あふれる戦いをお見せしていくということが大事なのだらうと思っています。

—— 最後に今後の目標をお聞かせいただけますか。

将棋連盟会長としては、将棋連盟の運営を安定化させるということ、また、藤井四段のブームなどで将棋に関心を持っていただく方が増えていますので、そういう方にさらに将棋の魅力をお伝えできればと思います。さらに、2020年には東京オリンピック、パラリンピックがありますので、そういう中でも将棋を日本の伝統文化として発信していけるような方策を行いたいと思っています。

棋士としては、まだまだ実績を積み重ねられるように精進していきたいなと思います。年齢的には将棋界ではかなり年長になりますので、年下の棋士との対戦がほとんどですけども、その中でも存在感を発揮できるような将棋をお見せしたいと思っています。

プロフィール さとう・やすみつ

1969年生まれ京都府出身。将棋棋士(九段)。田中魁秀九段門下。タイトル通算獲得数13期(竜王1期, 名人2期, 棋王2期, 棋聖6期, 王将2期)は歴代7位。永世棋聖の資格を保持。2011年4月から2017年1月まで日本将棋連盟の棋士会長。2017年2月から日本将棋連盟会長。2017年4月紫綬褒章受章。

シンポジウム

「18・19 はもう大人?～少年法適用年齢引下げ問題と少年の立ち直り～」

開催報告

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 徳永 裕文 (67 期)

1 本稿の趣旨

平成29年9月26日、当会主催・日弁連共催のシンポジウム「18・19 はもう大人?～少年法適用年齢引下げ問題と少年の立ち直り～」が開催された。

少年法の適用年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることについては、現在、法制審議会において対応する部会が設置され、答申作成に向けた議論がなされている。

本シンポジウムは、非行少年の立ち直りに関わっている方々に、18・19の少年のリアルな姿を話していただくことを通じ、適用年齢が引き下がった場合には少年の立ち直りがどうなっていくかを考えていこう、というコンセプトに基づいて行われた。

当日は一般市民の方々など153名の方の参加があり、盛況であった。

本稿は、その概要を報告するものである。

2 第1部 基調報告「少年法適用年齢引下げの動きと法制審の議論状況について」

本シンポジウムは、2部構成で行われた。

第1部は、金矢拓弁護士（二弁）による基調報告であった。金矢弁護士からは、近年の少年非行の実情、現行少年司法の特徴や、上記法制審議会における議論状況などが紹介された。近年の少年非行の実情をみると、少年法の適用年齢を引き下げる必要性を支える立法事実は存在しないということがわかる。少年事件の検挙件数は、2004年以降減少し続けており、少年の人口比あたりの検挙率も減り続けている。殺人・傷害致死事件におけるそれも、2006



年以降ほぼ横ばいである。すなわち、世間でいわれているような「少年事件の増加・凶悪化」は、データに照らせば誤解と言わざるをえない。報告で紹介されたところによれば、刑法学者の川出敏裕氏は、上記法制審議会において、現行法下において年長少年に対する手続や処遇の有効性という観点からは、少年法の適用年齢を引き下げる必要性はない、と明確に発言している。

年齢引下げにあたっては、それにより生じる弊害に対して刑事政策的措置を講じるという議論がなされているようである。しかし、それが年齢引下げによる弊害を解消する方法として十分かは疑問である。基調報告の最後は、『何か「対策が施された」感にダマされないで』という強いメッセージで締めくくられた。

3 第2部 リレートーク

第2部は、『リレートーク』ということで、バックグラウンドも立場も異なる4名の方から、それぞれ順番にお話をいただいた。

1人目は、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知理

事長の高坂朝人氏であった。高坂氏は、自身も少年院に入所した経験を持つ。こうした体験を基に、年齢引下げには反対という明確なメッセージを伝えていた。最も印象的だったのは、次のような話だ。刑務所と少年院とでは、支援者が関わる時間の濃さが全く異なる。刑務所と比較すれば、少年院は立ち直りのために手厚い環境が用意されている。このような話を聞くと、そういった環境を提供することができる対象が狭まることは、再非行防止の観点から問題であると感じざるをえない。

2人目は、沖本明（仮名）氏が務めた。沖本氏は、『「非行」と向き合う親たちの会』の世話人を務めており、また、自身のご子息が非行により鑑別所に入り、成人になった後に実刑処分を受けた経験を持つ方である。沖本氏は、ご子息の非行及び犯罪、そしてそこからの立ち直りの過程を間近で見て、今の日本でやり直すことの難しさを語っていた。その経験から、少年法の年齢引下げは、少年非行や少年の立ち直りにとって逆効果ではないかという危機感を伝えていた。

3人目は、愛知少年院で社会福祉士として活躍する池知佳代子氏が務めた。池知氏においては、少年院での勤務を通じて得た体験から年齢引下げに関する問題意識をお話いただいた。池知氏の実感としては、少年の非行は少年だけに責任があるものではなく、社会・大人の責任を感じずに

はいられない。その行為に対して教育ではなく罰で臨めば、間違った方向に行きかねない。入院当初とは表情が全く変わってしまう少年を見ると、やはりその子に対する少年院での教育は必要であったと感じる、ということであった。

最後は、明治大学法学部教授であり、元裁判官として少年審判にも携わった経験を持つ、上野正雄氏であった。裁判官として少年に関わった経験から、やはり少年には可塑性を感じることに、適用年齢の引下げは、可塑性を持つ少年に対し、立ち直りのための教育を施すことができなくなる影響を懸念するという話があった。

4 おわりに

非行少年に関わる様々な立場の方々の話を通じて理解できたことは、現行の少年司法制度は、非行少年に対して、罰ではなく教育をもって向き合うという仕組みであり、少年の健全な育成に資し、少年の再非行防止によく機能しているということである。

少年法の適用年齢を引き下げることは、そういった仕組みから18歳・19歳を外すということに他ならない。

果たしてそれを正当化することができるだけの必要性があるのか。本シンポジウムは、今一度そのことに対して強い疑問を投げかけるものであった。

シンポジウム

「成長性・持続可能性ある事務所運営～法律事務所の働き方改革を考える～」

開催報告

男女共同参画推進本部委員 鎌田 侑一 (68期)

当会主催のシンポジウム「成長性・持続可能性ある事務所運営～法律事務所の働き方改革を考える～」が2017年10月23日、弁護士会館クレオにおいて開催された。

1 冒頭、洲上玲子当会会長は、人権擁護と社会正義の実現を使命とする職業である弁護士が、自身の業界においても多様な働き方を実現し、社会のモデルになるべきであると述べた上で、東京弁護士会として、弁護士の「働き方」改革を取り上げた初めてのシンポジウムであり、今後の弁護士の働き方について考えるきっかけとなるとして、今回のシンポジウムの意義を明らかにした。

2 第1部の基調講演では、NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事安藤哲也氏より、「働き方」改革とはなにかについての説明がなされた。

安藤氏は、「働き方」改革の実現のためには、イクボス（職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司）が鍵を握っているとした。その



上で、社員のための体制作り、働いた時間の長さが成果ではないこと、多様なライフスタイルを尊重すること、時間に対するコスト感覚を身につけること、管理職の地位にある者と部下が容易に意思疎通を図ることができる関係の構築など、「働き方」改革のために必要なポイントを指摘した。

3 第2部のパネルディスカッションでは、前記安藤氏、公益財団法人21世紀職業財団会長岩田喜美枝氏、弁護士法人琴平総合法律事務所代表小松正和会員の三氏が登壇し、芹澤眞澄当本部事務局長による司会のもと、弁護士業界における「働き方」改革、法律事務所の運営についての意見交換がなされた。

まず、芹澤事務局長より、当本部にて事前に行なった法律事務所への聴き取り調査の結果を踏まえ、長時間労働の問題を抱える事務所も存在することなどが、明らかにされた。

つぎに、岩田氏は、法律事務所でも「働き方」改革は可能である、と発言した。法律事務所が取り組むべき点は、

法律事務所のための「働き方改革」リスト

以下のリストの項目は、さまざまな規模の法律事務所を複数調査した結果、働き方改革に資すると思われる制度、運用を列挙したものです。これらのうちには実際に民間企業等でもすでに導入され活用が進んでいるものもあります。あなたの事務所はこのうちのいくつを満たしていますか。また現在は導入してなくても今後導入可能なものはどれでしょうか。

①長時間労働の是正と、②フレキシブルな働き方の実現と、大きく2つある。

①長時間労働の是正は、仕事の量をうまく調節する、人を増やす、時間効率をあげることを通して、②フレキシブルな働き方については、フレックスタイムなどの導入を通して、それぞれ実現可能ではないかと話した。

小松会員は、弁護士業界が「働き方」改革で直面する問題は、①弁護士は多くが個人事業主であること、②業務の性質（量・質ともに限界がないこと）にある、とした上で、法律事務所は各弁護士が人生の大半を過ごす場所であるから、楽しい場所である必要がある、と述べた。そして、楽しい場所であるためには、①経済的安定が確保されていること、②信頼できる人間関係があること、③夢があること（この事務所なら成長・活躍できると思えること）が必要であり、そのような視点から、自身の経営する法律事務所では各弁護士のライフワークを含めた個性の尊重や業務の効率化を図っている、と発言した。

安藤氏は、弁護士業界は「働き方」改革実現の点で厳しい状況にある、基調講演に述べたことを前提として「働き方」改革のための意識の改革を、と述べた。

4 シンポジウムの中で、水谷江利当本部委員より配布資料「法律事務所のための「働き方改革」リスト」（本ページ右上に掲載）の説明があった。同リストは、当本部にて、相当数の法律事務所より「働き方」に関わる事項を聴取し、リストにしたものである。各法律事務所が「働き方」について考えるための指標として、シンポジウムにて配布した。

意識面	☐	個々のライフスタイルを尊重する風土がある
	☐	事務所構成員が時間に対するコスト感覚を持っている
	☐	家庭環境、プライベートをある程度職場にも共有している
	☐	経営者・弁護士側が私生活を充実させる姿勢を見せている
	☐	事務所の業務以外の活動（弁護士会活動等）に参加しやすい雰囲気がある
	☐	事務所運営に構成員全員の（若手の）意見を取り入れる風土がある
	☐	
体制面	☐	労働時間を自分で決められる（裁量労働制である）
	☐	土日又は取りたいときに休暇がとれる
	☐	固定時間労働制の場合、育児中であることや自己啓発等を理由として時短勤務ができる
	☐	労働時間管理がされている場合、長時間労働を防ぐシステムがある
	☐	自宅勤務が選択肢として認められている
	☐	18時以降に事務所会議が設定されない
	☐	不要な会議、ルーティンを廃止している
	☐	ライフスタイルや業務量に合わせて業務量や待遇を話し合うことができる
	☐	
システム面	☐	事件記録等がデータ化されている
	☐	VPN等で自宅（事務所外）からも事務所サーバーにアクセスできる
	☐	業務用携帯が支給されており、自宅（事務所外）からも（事務所番号で）業務に関する電話ができる
	☐	FAXデータがメールに転送される
	☐	構成員の業務量が相互に客観的に把握できる状態にある
	☐	各自のスケジュールがデータ共有されている
	☐	
男女共同参画関係	☐	労働基準法に準じる産前・産後休暇がとれる
	☐	育児・介護中の共同受任体制等、育児・介護中の業務サポート体制がある（育児介護休暇がとれる）
	☐	出産（育児）中の経費免除・軽減制度がある AND/OR 最低給与保証がある
	☐	性別にかかわらず多様な分野の案件を担当することができる
	☐	事務所の弁護士全体に占める女性弁護士の割合が25%以上である
	☐	性別の差なく管理職的立場に就任できる
	☐	

5 最後に、斎藤義房当本部本部長代行より、今回のシンポジウムが、土日返上、早朝深夜業務が当然とされている弁護士の「働き方」について疑義を呈する画期的な取り組みであり、弁護士業界が成長性・持続可能性のある発展を遂げるための、「働き方」改革の出発点となる、との話があった。

6 弁護士は、専門職という特殊性があるかもしれないが、法律事務所という組織体制の在り方や個々の弁護士の意識の持ち方次第で、それぞれのライフステージに適う、多様な「働き方」改革も実現可能ではないかと考えさせられる絶好の機会となった。

今回のシンポジウムを機に、自身の「働き方」を見直し、私生活を充実させることと仕事に励むことの両立を目指したいと強く思う。

第32回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄 一橋大学名誉教授）は、2017年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月30日に司法記者クラブで発表した。受賞式は2018年1月11日の当会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである（敬称略）。

◎出元 明美

1984年4月28日、第3子の計画分娩（陣痛誘発）で陣痛促進剤の不適切投与により子宮破裂となり、長女が脳性麻痺の重い障害を負い1歳8ヶ月で死亡した。分娩直後から陣痛促進剤に対する疑問を持ったが、当時、陣痛促進剤についての情報は殆どなかった。

そこで、自らの体験を新聞投稿により公表したり、また、それらがマスメディアで取り上げられたりすることにより、日本全国から連絡があり、陣痛促進剤による被害が多数発生していることを突き止めた。

1988年2月、陣痛促進剤の不適切な使用による悲惨な事故をなくし、安全なお産を実現させることをめざし「陣痛促進剤による被害を考える会」を発足させた。同会の代表として、産科医療事故の被害者・被害者家族らから相談を受け、専門医による医学的分析の支援、訴訟面での支援などの被害救済の活動をしているだけでなく、被害事案・症例を収集し、分析、整理・集約している。それを厚生労働省に報告し改善を求めるとともに、会報やシンポジウムで社会に公表・注意喚起し、分娩時に投与される薬・陣痛促進剤について知ること、インフォームド・コンセントの重要性を説いている。

こうした活動により、陣痛促進剤の使用法、使用時の監視等について、添付文書の改訂を幾度となく実現させている。

このような地道な活動を、無償で30年間続けており、

安全なお産に大きく寄与している。

◎全国音訳ボランティアネットワーク

代表 藤田 晶子

2007年6月設立。全国に散在する音訳活動に携わる個人・団体のネットワークを構築し、視覚障害者への支援活動を行っている。

従前、音訳活動（必要とする人に声で文字情報を伝える活動）に携わる人たち（音訳者等）と音訳利用者のマッチングはそれぞれの生活圏内というごく狭い範囲の中で行わざるを得なかった。同団体が発足したことにより、音訳者も音訳利用者も、場所的・人的制約から解放され、これまでよりタイムリーで質の高い音訳を、必要とする視覚障害者や音訳者らの所在場所を問わずに提供することを可能とした。

また、同団体の設立以前では十分対応することが困難であった専門書・外国図書・まんが等の音訳ニーズへの対応可能性を大きく広げた。

障害者の多様なニーズに対応すべく、音訳者の活動の場をテキスト化（文字を音声というアナログデータではなく、テキストというデジタルデータに変換して届けること）にまで広げる試みに積極的に取り組んできた。

旧来の「音訳」からすれば、基本的に肉声を一切使用しないテキスト化作業はもはや音訳ではないとの見方もある。しかし、障害者に寄り添い支援するという原点に忠実に、視覚障害者らのニーズを受入れ、これに応える活動方針を貫き、現在では、図書館等から蓄積したテキスト化のスキルを伝授する講師の派遣依頼が寄せられており、活動軸の一つとなっている。

法制度の進化も追い風としながら、地道な障害者支援を通じて、社会的弱者の権利を保護・保障するための活動を継続し発展させてきた。

素人議長の戯言

常議員会議長 青木 莊太郎 (34 期)



青天の霹靂

常議員会議長とは、会則によると、議事を整理し、常議員会を代表するものとされています。その規定内容はともかくとして、どちらかと言うと事務所に引き籠もりがちであった私は、平成29年の春まで、そのような規定が会則にあることを意識したことはなく、勿論、読んだこともありませんでした。

それにもかかわらず、突如、降って湧いたようなお話を頂戴し、あれよあれよと言う間にクレオの壇上に座ることになってしまいました。このような貴重な機会を与えていただいたことに感謝していますが、当時の心境としては戸惑いが優るという状態でした。

それでも日は昇る

そんな私の心情に関わりなく、暦は順調に進んでしまい、第1回の常議員会が迫ってきます。

当然のことながら常議員会の議事の進行は初めての経験であり、担当職員から詳細なレクチャーと暖かい声援を受け、また、理事者とも入念な打合せをしていただき、いよいよ第1回常議員会を迎えることになりました。

結果をお話しすれば、勇み過ぎて初っ端の議題で反対票、保留票の確認を忘れるなど前代未聞であろう不始末をしかし、選挙を勝ち抜かれた新人常議員の皆さんの晴れがましい第一歩(?)に水を差すことになりました。それでも、冷静沈着な井上聡副議長の手助けを受け、どうにかこうにか予定された議題の審議を終えることができました。

ところが、人間とは恐ろしいもので、そのような失態も回を重ねる毎に忘却の海に沈んでいき、今では常議員の皆さんの議論を見ることが楽しいと思えるようになってきています。

会議は踊らない

ところで、常議員会は議決機関であり、総会に付議す

る事項、予算・決算に関する事項、その他弁護士会にとって重要な事項が次々と審議されていきます。なかには、弁護士自身の権利・義務に関わり、会員によって意見が異なる議題もあり、そのような議題については、十分に議論が尽くされ、結論が導かれていくことが理想と考えられます。

議長席に座るようになって既に8ヶ月がたちましたが、これまでのところ、議場にて議論が過熱していくことはあまり多くなく、概ね予定どおりの時間で審議が進んでいきます。今年度の常議員の皆さんは紳士かつ真摯であり、当意即妙な対応をなさっており、議決機関として非常に優秀で、スマートな姿ですが、常議員の皆さんの議論を見ることが楽しくなってきた身の程知らずの議長としては、時に寂しい思いをすることもあります。

明日への架け橋

ここ10年で弁護士会を取り巻く環境が変わり、若手の会員が飛躍的に増えてきました。それを反映し、今年度の常議員80名のうち、この期間に登録された会員が過半数を占めています。

自分の登録10年未満のころを思い起こすとあまり大きな事は言えなくなりますが、これからの東京弁護士会を支えていくのは若手会員であり、既に識見、人数共に大きな地位を占めていますので、会の議決機関である常議員会も若手が自由に意見を言える場であれば良いと考えています。もちろん、諸先輩常議員も黙ってはいないと思いますので、その結果、大いに議論が盛り上がるのではないかと期待するところです。

もう残されている常議員会の回数の方が少なくなってきましたが、何とか若手常議員にもフランクに発言してもらい、常議員会の場で充実した議論が展開されるよう、今後もその環境作りのお手伝いをしていきたいと思っています。

常議員会副議長に就任して

常議員会副議長 井上 聡 (39期)



1 常議員会と副議長の役割

常議員会は、総会に次ぐ重要な意思決定機関であり、月1回定例会議が開かれるほか、必要に応じて臨時会議が開催されています。常議員は80名で、定足数は20名ですが、定例の常議員会には、毎回60名以上の常議員が出席され、熱心な議論が交わされています。

副議長の任務は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、議長の職務を行うとされていますが、青木議長が見事に議事を進行してくださっているので、私の出番はほとんどありません。冒頭に出席常議員数の報告と議事録署名者の指名を行うというのが副議長の仕事といえば仕事です。

ただし、議事が始まった後は、会場全体に目を配り、挙手している人の見落としがないか、質問に対する回答漏れがないか、決議の結果発表に誤りがないかなど、審議に集中していなければならない、結構緊張します。

2 常議員会の役割と課題

私が常議員になったのは、今年度が2回目です。初めて常議員になったのは、20年前のことで、当時は当会の会員数も3,600名程度でした。それに比べ、現在、会員数は8,000名を超え、当時の倍以上となっています。それだけに、弁護士会が取り組むべき課題もそれに比例して年々大きくなっており、常議員会の責任も重くなっているように思われます。

今年度も、これまでに「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する日弁連規程及び同規則」の改正案に対する意見書案や男女共同参画推進特別措置（「女性副会長クォータ制」）の導入に対する意見書案の審議が行われ、また、現在、法制審議会で作業が進められている民事執行法や民法（相続関係）等の改正に関する意見書案

に関する審議も行われました。

また、今年度は、各公設事務所の所長をお招きして、それぞれの事務所の活動状況を報告していただきました。事務所経営の実情や若手弁護士の活躍など率直にお話ししていただき、大変参考になりました。

3 常議員の勧め

今回、副議長という得がたい経験をさせていただいたことにより、改めて弁護士会が果たしている役割の重要性を再認識することになりました。日常業務に追われていると、弁護士会への関心が薄れ、どうしても人任せになってしまいがちです。しかし、弁護士会は私たちの会費で運営されているわけですし、会員一人ひとりに弁護士会を支えていく義務と権利があるように思います。当然のごとく常議員会には、弁護士会が取り組んでいる課題に関する多数の情報が集まってきます。機会がありましたら、是非、常議員になることをお勧めします。

最後に、議事進行がスムーズにできているのも、理事者の努力はもちろんのこと事務局の方々が膨大な資料を用意するとともに進行に関しても入念な準備をされているお陰です。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

任期も残すところ僅かですが、青木議長の補佐役として、今後とも充実した審議のお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

議題 権利保護保険（弁護士保険）について

2017年度の第2回目となる第43回市民会議が、2017年10月18日に行われた。今回のテーマは、「権利保護保険（弁護士保険）について」である。

最初に日本弁護士連合会の和田光弘副会長（新潟県弁護士会）から、(1)弁護士保険が適用される具体的事例、(2)弁護士保険の意義、(3)弁護士保険販売件数、弁護士紹介件数、弁護士選任率等の推移、(4)新しい保険商品、(5)弁護士保険と司法アクセスについての国際的潮流などについて説明がなされ、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する（発言順）。

岡田：弁護士保険と言われると、弁護士さんが被害を受けたときの保険かと誤解して、このようにいろいろな場面で使えるものとは思っていなかった。消費者センターの相談員にも活用するように伝えたい。

簡裁で司法委員をやっていたが、簡裁の交通事故は物損が中心で、例えば6万円の損害賠償のことで、何回も期日が入ったりする。双方に弁護士が付いている場合もあるが、どちらかというと消費者の方が付いていなくて、なるべく「隣の建物が弁護士会だから、そちらで相談されてはどうですか」と言うようにしていたが、「金がないことを分かっておきながら、弁護士会へ行けというのか」と怒り出される方もいた。弁護士保険が広がるのはよいことであると思う。

相談者が知らない間に弁護士費用特約に入っていることもあると思う。弁護士会による法律相談の段階で、相談者が適用可能な保険に入っている可能性を知らせてもらいたい。

ただ、保険で弁護士費用が出るということで、報酬稼ぎをされるという方も出てくるのではないかな。そうすると、結果的に保険料が上がってしまう。弁護士保険が広がるのはすごくよいことであると思うが、それに当たっては、弁護士自身の道徳や、道義など、その辺を改めて基本として求めたいと思う。

津山：法律相談の前段階のインテーク相談にも保険が

適用されることや、事件や事故に遭った人が、弁護士にまずは電話やメールで相談できるような仕組みを普及させることが、この保険を広げる1つの大きな鍵になるのではないかなと思う。

単体の弁護士保険の場合は、経費にならない限り保険料控除の対象ではないということであるが、例えば10万円までは控除の対象ということになるとかなり普及するのではないかな。

弁護士会からの説明にもあったが、司法アクセスでは、弁護士費用の支払に問題のない富裕層と、法テラスの扶助を受けられる所得の低い方との間で、抜け落ちる方々が出てくると感じる。弁護士保険に、具体的にこれぐらいの金額で入れますよという話と、保険のお陰で助かりましたという話を結びつけて、もっと宣伝した方がよい。権利意識の強い人だけが助かるということにならないためにも、弁護士会による広報は重要である。

磯谷：司法制度改革のときに、弁護士の数を増やして司法アクセスを改善していくという話があったが、かえって弁護士の志望者が減るなど、結果的にはそんなにうまくいってないと思われる。その際に、同時にこういった司法のインフラ、費用の負担の改善などの議論があればよかったのかなというふうに思う。もちろん、今後も進めていかなければならないところである。

近時、いじめ、ストーカー、サービス残業、自転車による交通事故、それから内定取消しなどの問題が出てきているが、費用面での弁護士へのアクセスが改善されると、そうした社会的な問題の解決にも一定の効果を発揮する可能性もあるかなと思う。

一方で、選任済み案件（依頼者が自身で弁護士を選任した案件）等では、選任された弁護士が弁護士費用を、過大に請求をしてくるという側面も容易に想像できる。そうするとやはり保険会社も民間企業であるので、保険料を上げなければという話も出てくる。

中長期的にインフラを整えていく、更に新しい保険を考えていくということであれば、そういった問題や

出席者・市民会議委員

(7人)

*敬称略

*肩書は2017年10月18日現在

磯谷 隆也（一般財団法人ゆうちょ財団監事）

逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）

岡田 ヒロミ（消費生活専門相談員）

江川 紹子（ジャーナリスト）

田中 常雅（東京商工会議所副会頭）

津山 昭英（朝日新聞社顧問）

長友 貴樹（調布市長）

公助ともどう組み合わせるかというところも弁護士会として考える必要がある。

逢見：労働審判員をやっていたことがあるが、中小企業では、会社に非があることは分かっている調停で解決したいと思っても、支払うお金がないということがある。いくらだったら出せるのかという、値引き交渉みたいなことになってしまって、本来権利を守るべきものが最後は値引きの話というのはどうかなと思っていた。

中小企業向けの保険が出るという話があったが、損害賠償責任までカバーするかどうかは別としても、早期に解決するためには弁護士が入って紛争解決した方がいいケースがたくさんあるので、こうした保険があると大分スムーズにいけるのではないかなと思う。

江川：自動車保険や火災保険の特約ではなく、単体の弁護士保険があるということは、あまり知られていないのではないかな。

弁護士保険の保険料控除が認められれば、より普及が進むと思う。国連開発目標16（SDGs:sustainable development goals）では、「すべての人々に司法アクセスを」という目標が掲げられているという話があったが、2020年に京都で開かれる国連コンGRESSに向けて、弁護士会として国に保険料控除が認められるように働きかけてはどうか。

また、弁護士保険という名称はやはり分かりにくく、権利保護保険はより分かりにくい。弁護士「費用」保険にした方がよいと思う。正式名称を変えるのが難しいければ、パンフレットの書き方だけでも変えた方がよい。

田中：中小企業では、保険に入っていればよいと考えて、紛争にかかわるようなことまではあまり認識をしていない。現在入っている火災保険や工事保険などに弁護士費用に関する保険を加えていただくと有り難いと思う。

また、中小企業はなかなか団体保険には入っていないと思うが、経営者も含めて個人を保護する意味での保険のような考え方、労働の話になると対立構造になるが、それ以外のことであれば労使と一緒に考えられるこ

ともあるかもしれない。例えば、従業員が税務調査を受けた場合など、回収できないけれども費用はかかる、弁護士費用はかかるという話がたくさんあるので、それをカバーできる保険があれば意味があるのかなと思う。

顧問弁護士に費用を毎月払っている企業はかなり多いと思われる。顧問料を払っていること自体が保険だと思っているが、実際に紛争になるとそれはそれとして別途費用が出てしまう。顧問料の一部を保険に回して、紛争になったときの対策に使うということが双方のメリットであるのであれば、保険を組み合わせるのも1つの考えだと思う。

長友：一般の市民又は消費者として、こうした保険が拡大していくということは大変よいことだと思う。

調布市の人口は、現在約23万人であるが、昨年度1年間で市に寄せられたすべての相談案件が約2,200件で、そのうち無料法律相談が7割で1500件を占める。次は、不動産関係で130件だというから、圧倒的に無料法律相談でいろいろなことを頼ってこられる方が多い。その中には、恐らく弁護士費用の支払に問題のない富裕層はあまりおらず、中低所得者層の方々が中心であると思う。長く担当している弁護士さんや職員に聞くと、やはり費用負担に関する不安心理があるのではないかなということである。そうした傾向からも、弁護士保険をよりPRして有効に活用してもらえるとよいのではないかな。

ただ、市民一般にどうやって弁護士を探しているかと聞くと、やはり信頼できる友人、知人に相談をして紹介してもらうというのが一番多い。今回紹介いただいたシステムだと、保険会社とか弁護士会から紹介されて来ることになるから、安心感とか信頼感をどう担保していくかという問題がある。また、このシステムが広がってくればくるほど多様な案件が出てくるはずだから、専門分野に通じている信頼感のある弁護士が求められることになる。弁護士会を中心に研修制度をより充実させるなどして、そのようなことも含めてPRしていくと、一般の市民としての安心感がより増すのではないかな。

World City Bar Leaders Conference 世界大都市弁護士会会議 開催報告

2017年9月27日から同月30日まで世界大都市弁護士会会議（WCBL）が当会で開催され、世界各国から多数の法曹関係者が来日した。

*表紙裏にカラー写真掲載

Report 1

世界大都市弁護士会会議2017年東京会議開催の報告

国際委員会委員長 山原 英治 (44 期)

1 WCBLの概要

世界大都市弁護士会会議（World City Bar Leaders Conference：略称WCBL）は、大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有する目的で創設され、ニューヨーク、ロンドン、パリ、そして当会の4弁護士会が創設メンバーである。

WCBLはIBA（International Bar Association。国際法曹協会）のような大規模な会合と違い、会長ら首脳級が少人数且つ家族的な雰囲気の中で交流することに特徴がある。第1回がニューヨークで開催されて以降、パリ、上海、シカゴ、ロンドン、東京、モントリオール、フランクフルト、フィラデルフィア、そしてバルセロナと、今まで10回にわたって開催されてきた。当会も原則として副会長を含む複数のメンバーを派遣し積極的に参加している。例えば、筆者はフィラデルフィアにおいて東日本大震災と福島原発事故における被災者救済の当会活動報告を行い、同じく登壇した米国同時多発テロ被害者救済ファンド創設に尽力した著名弁護士Kenneth R. Feinberg氏と意見交換した。WCBLは当会課題の一つである「国際化」の具体例として、当会諸活動の対外発信の貴重な機会である。同時に海外大都市弁護士会との多面的交流を実現する「ハブ」機能を持つ。

2 WCBL東京会議の開催

WCBLは北米、欧州、そしてアジアを1年半毎に巡回することを慣例としてきた。WCBL活性化の意図もあり創設メンバーである当会が2017年のホストを務めることで前回バルセロナでの賛同を得た。ただ、ちょうど

LAWASIA2017年東京大会とぶつかるタイミングであり、国際委員会メンバーの中にLAWASIAで役割分担している者が多かったため日程設定は厳しいものがあった（同大会翌週の2017年9月27日から30日で開催）。直前にバルセロナでテロが発生し対応のため同会会長が来日できなくなるなどの事態も発生したが、当委員会ロジ担当者の1年近くの招聘努力が実り、台北の初参加を含む約15弁護士会、約25名もの多数の海外参加者を得ることができた。慣例により各弁護士会から最近の状況を報告する「Bar Presentation Time」があり、例えばワルシャワからは政府による司法介入問題など最新の状況が報告された。「法へのアクセス」等の共通関心事項を報告する各「セッション」は当会英語版HPに掲載したとおりであるが（<https://www.toben.or.jp/english/>）、それぞれのセッションでは少人数間の親密な雰囲気の中で他会参加者からコメントが出るなど従前からのWCBLの特徴が発揮された。ただし、全ての参加者によるプレゼン型セッションアレンジを限られた時間枠に詰め込もうとしたため、参加者間の「横の討議」はやや充実さを欠いた。次回のホストとなるシカゴから共通課題を事前に十分練るメカニズムが必要との問題提起があり、この点は課題となった。

3 WCBL東京会議開催の意義

他方、歓迎会やエクスカーション等のアレンジは近年のWCBL開催例を凌駕する水準で参加者の感動を得たようである。その中で、当委員会担当磯谷副会長はじめ当会理事者が積極的に海外からの参加者と交流したことは当会の海外発信として意義深い。特に、

渚上会長がウェルカム・スピーチを含む度々のスピーチを翻訳者を介さず「自らの言葉」で「英語で」「直接」参加者に語りかけたことは重要である。「ミス・フチガミが東京弁護士会の初めての女性会長となったことを祝します。ただ、それは女性だからという理由ではなく、その能力によって、という理由によるものと認識します」とモントリオール会長は海外弁護士会の代表として会食の答礼で語った。当会のトップ外交が与えた印象として、ここに記録する。



渚上会長プレゼンテーション

Report 2 WCBLレクリエーション企画の報告

国際委員会委員 蔵元 左近 (57 期)

今回、筆者はWCBLのレクリエーション企画担当チームの取り纏め役として、ウェルカムディナーとエクスカッション（イベント）の企画・実施を担当した。以下、ポイントのみとなるが報告を行うこととしたい。

1 レクリエーション企画の準備

弁護士の国際会合では通例となっており、また、これまで開催されてきたWCBLでも実施されてきたことから、国際委員会で、今回のWCBLでもレクリエーション企画を実施することを決定した。

これを受けて、委員会内でレクリエーションチームが設置され、2016年10月頃から準備を開始した。最初はアイデア出しということで、各委員やチームメンバーからの意見を募ったところ、多様な意見が出た。例としては、皇居（内）一般参観、相撲部屋訪問、歌舞伎鑑賞、築地市場見学、茶道体験、ジブリの森美術館見学等があった。もっとも、WCBLの日程上の理由や、外国人一般に受けが良い内容という視点でふるいに掛けるとほとんどがNGになってしまい、結論としては、①はとバスツアー、②屋形船での夕食、および③最高裁見学に落ち着くこととなった。いずれも、筆者を含む国際委員会の委員数名が同行した。

2 レクリエーション企画の内容

(1) はとバスツアー

英語ガイド付きでのツアーを予約・実施した。時間

が限られていたため、ルートとしては皇居を外から見学し、浅草寺を参拝するという内容となった。英語ガイドからは皇居に関する説明の中で日本の歴史についての分かり易い解説をしてもらい、参加者にも好評であった。浅草寺でも参加者は興味を惹かれたようで、楽しそうに写真を撮っていた。

(2) 屋形船

参加者に屋形船に乗船してウェルカムディナーを楽しんでもらう企画を実施した。晴海乗船場を出発し、レインボーブリッジを经过お台場を周遊するコースであった。本企画には、磯谷文明副会長にもご参加いただいた。最初は小雨模様であったが、途中で天気が回復し、コース途中で船の屋上に出る時間帯には雨が止み、参加者に東京の夜景を堪能してもらうことができた。一般的に、屋形船は日本風の船上で和食を楽しむという点で海外からのゲストに人気であるが、今回は特に屋形船運行会社のお抱えの英語ガイドが流暢な英語を操るエンターテイナーであったため、参加者も大いに盛り上がり、大好評であった。

(3) 最高裁見学

当会から最高裁へ事前に要望を出し、見学を実施した。最高裁には現在、当会出身の鬼丸かおる判事がおられることから、参加者に対して特別にご挨拶を頂いた。見学したのは大法廷と大ホールであった。参加者は弁護士とその配偶者ということから、全員が興味深そうに最高裁の担当者の説明に聴き入っていた。



最高裁見学

3 まとめ

組織である弁護士会間の友好関係も、結局のところは各々に所属する弁護士の心情と、弁護士間の個人的な関係がその基礎にある。レクリエーション企画は、参加者にその国の良い思い出を持ってもらい、弁護士間で個人的な関係を築くことにより、弁護士会間の友好関係を強化する効果を有する為、WCBLでもこれまで実施されてきたものである。今回、国際委員会の委員は、いずれも手弁当でレクリエーション企画に同行したが、当会と各国弁護士会との友好関係の強化の一助になったとすれば嬉しく思っている。

Report 3 周到的準備と会期中の機転の大切さ

国際委員会副委員長 富松 宏之 (64 期)

WCBL 東京会議は、大盛況のうちに閉会した。別れ際の参加者の笑顔が、何よりもそれを雄弁に物語っていた。筆者は、幸いにもロジチームのサブリーダー・東京派遣団の一員として今回の WCBL に関与することができたので、その足跡をここに記録したい。

1 準備

国際委員会内においては、準備の第一歩として、チーム編成がなされた。①前頁で紹介されたレクリエーションチームに加え、②会議のテーマを設定するとともに、セッションの内容を各国弁護士会と調整するプログラムチーム、③ウェルカムレセプションを始め、参加者と交流を深めるための食事会を企画し、お土産も選定する（今回は風呂敷）レセプションチーム、④パンフレット、レジストレーションバッグ等を作成する広報チーム、⑤予算作成、収支管理その他の財務関係を所管する財務チーム、そして、⑥全体スケジュールを作成し、各国弁護士会とのコンタクト窓口を担当するロジチームの計6つのチームである。

各チームには、リーダーとサブリーダーが置かれ、委員会の前後の時間等を活用して、会期に間に合うよう、それぞれが周到的準備を行った。

もっとも、各国弁護士会のスピーカーの当方からの連絡に対する反応時間に差があり、肝心なセッション

の内容については、ギリギリまで調整が続いた。当委員会内のみで完結しない準備の難しさを痛感したものである。

2 会期中の対応

WCBL の会期中は、十分な準備がなされていたこともあり、比較的スムーズに進行した。会期中にセッション資料の追加等もあったが、プログラムチームの担当者が当日の朝に対応し、支障が出ることもなかった。

また、セッションから食事やエクスカージョンへの移動の際には、東京派遣団の9名を中心に、相互に声掛けを行い、参加者がはぐれることのないように気をつけていたため、円滑に移行することができた。特に有用であったのは、移動等が生じる度に、口頭のみならず、参加者全員で構成されるメーリングリストにおいて詳細の情報を共有したことである（英語・中国語を併用）。

会期中には、参加者の一部がディナーをパスしたり、諸事情から急に帰国したりとハプニングにも見舞われたが、委員長を初めとした国際会議の経験が豊かな委員の方々が、その都度、機転を利かせて対応して下さり、大きな混乱が生じることはなかった。

3 大成功の理由

冒頭で述べたとおり、WCBL東京会議は、文字通り「大成功」に終わった。このように成功を収めた理由を分析すると、①周到な準備がされていたこと、②会期中の様々な状況の変化に、臨機応変に柔軟に対応できたことがその主なものである。そして、これらの背景にあるのが、英語を駆使し、コミュニケーション能力が高く、国際会議の経験が豊かな委員の方々の存在である。

国際委員会は、こうした委員が数多く所属し、また、後進も育成されていることから、当会の海外に対する情報発信という観点からは、今後も継続的かつ安定的に貢献できるように思う。筆者も今回を良いきっかけとして、その一助となれるよう、一層奮起したい。

末筆ながら、大成功のもう一つの理由は、当会広報課の石井祐子氏を初めとした職員の方々の準備段階から閉会に至るまでの献身的なサポートである。ここに記して心からの謝意を表したい。

Column

〈コラム〉 理事者にとっての国際交流

副会長 磯谷 文明 (46 期)

国際委員会担当としてWCBLに参加しました。各国の弁護士会のトップが集まって、さまざまな課題が議論されました。個人的にはワルシャワの弁護士たちが、母国での司法の独立性の危機を訴えていたのが印象的でした。1対1の友好協定もよいですが、WCBLは一度に多数の弁護士会と交流を深められることが利点です。

理事者が国際的な視野をもって会の運営に当たったことは、とても重要だと思います。弁護士の国際化は民事司法改革の中心的テーマのひとつ。外国の弁護士たちが何を考えているかを知らなければ、国際化の舵取りはできません。WCBLによる交流が末永く続くことを期待します。

Report 4

バルセロナ弁護士会及びローマ弁護士会との 友好協定締結

国際委員会委員長 山原 英治 (44 期)

副委員長 広瀬 元康 (58 期)

当会は2017年9月27日ローマ弁護士会と、そしてその翌日バルセロナ弁護士会と、それぞれ友好協定を締結した。打診の時間的経緯に準じて、以下バルセロナ弁護士会との締結経緯を報告し、その後ローマ弁護士会に関して報告する。

1 バルセロナ弁護士会 (Il·lustre Collegi de l'Advocacia de Barcelona) は、スペインでは首都のマドリッド弁護士会に次ぐ大規模会であり、欧州で最も国際交流が活発な法曹団体の一つでもある。当会は従前からWCBLを通じてバルセロナ弁護士会とは交流があり、2016年冬のパリ弁護士会主催ランチ会合でも筆者(山原)への非公式打診があった。2017年WCBL東京会議に際して会長が来日するので、その機会に締結を希望する旨公式打診を受けたものである。

2 その間の交流であるが、バルセロナ弁護士会は隔年で2月頃、**International Trade Fair of the Legal Profession** というイベントを開催し、世界各国の弁護士その他の法曹関係者を招聘する。当会もその招聘を受け、2017年2月、欧州業務を多く扱う筆者(広瀬)を同行事に派遣した。同行事は2日間にわたり行われ、招聘された各国の弁護士は、自らの所属する弁護士会や法律事務所等について、Speakers' Corner 円陣を組んで、また時にはElevator Pitchと呼ばれる方式で、壇上にて自己紹介を行った。また、2日目の夜には、バルセロナ市内の大学街で立食形式のGala Dinnerが催され、スペインらしく深夜まで数百人が酒席で歓談する大盛況となった。遠い日本からの参加者は筆者(広瀬)のみに見えたため(ちなみにバルセロナ弁護士会は大阪弁護士会とも友好協定を締結している)、東京

弁護士会の活動や国際交流のあり方その他国境を越えた法律問題をめぐる関心事等について、第5言語であるスペイン語を駆使して最大限アピールに努めた。

- 3 友好協定締結式に先立つ2017年8月17日、バルセロナの観光名所ランブラス通りでテロが発生し、大勢の市民、観光客が犠牲者となった。犠牲者や遺族への法的支援活動の必要があり、Eugènia GAY会長の来日は急遽取りやめとなった。その代理としてDeputy General ManagerであるMarta Isern氏が来日し締結式に臨んだ。当会からは、渕上玲子会長、磯谷文明副会長及び筆者（広瀬）が列席した。締結式は弁護士会館の来賓室で行われ、相互に弁護士会の紹介や今後の交流への意欲についての意見交換がなされた。

- 4 他方、ローマ弁護士会（Ordine degli Avvocati di Roma）であるが、こちらは従前WCBLなどで当会として直接の交流があったわけではなく、この点はバルセロナ弁護士会とは若干事情が異なっている。当委員会早川吉尚委員が海外での国際会議に出席していた際に先方から打診があったというものである。一般的に言えばWCBLなどでの交流がある程度経て、先方を良く知ったうえでの友好協定締結が好ましい。ただ、ローマ弁護士会はイタリアにおいて最大規模の弁護士会であり、「格」の点で当会が相応しくその打診を見送るべきではないという意見が当委員会内には強かった。当委員会において

その他諸事情も検討のうえ「締結妥当」との意見を示し、理事者会での審議を経ての締結となったものである。9月27日、WCBL東京会議開催直前に渕上玲子会長、磯谷文明副会長、早川委員、そして筆者（山原）が締結式に臨み、ローマ弁護士会からは会長代理として来日したMarco Giorgi氏が列席した。締結式の際にはローマ弁護士会Avv. Mauro Vaglio会長からのビデオによるメッセージが披露され、こちらでも今後の交流意欲が示されたところである。なお、筆者（山原）は11月にパリ弁護士会による定例の「新年式」への会長代理出席に先立ってローマに赴き、ローマ会長に当会会長代理として答礼訪問した。

以上がバルセロナ及びローマ各弁護士会との友好協定の経緯である。

- 5（友好協定の意義）ところで、このような海外弁護士会と締結する友好協定の内容については、事前に当委員会内で交流の具体的な内容が議論される。というのは、これまでこの種の締結打診がある場合、先方からドラフトが提示されることが多いが、例えば相互の会員が定期的に他方会もしくは所属会員事務所研修を受ける機会を与える、あるいは相互に図書館を開放する等、当会の「国際化」の進捗状況に照らして現状では受諾が難しい内容があるからである。現時点では、原則的にその種の具体的な内容は友好協定締結後に協議する、というスタンスでまずは応じることにしている。ただ当会に対する諸外国弁護士会からの期待は大きい。「日本で最大の弁護士会と友好協定を締結している」ということ自体がある種のステータスらしく、当方から「東京には三つのTokyo Barがある」と説明しても、驚かれることは多いが当会との締結をまずは志向してくれる点は、先方期待に比しての当会国際化の進捗実態に照らし若干面映い部分ではある。例えば、既に締結済みのパリ弁護士会は定期的に当会会員を先方の研修に受け入れてくれているし（勿論フランス語である）、シカゴや香港からは当会主催の国際セミナーに講師を派遣してくれる。当会の対応としても「国際化」の文脈の中でできることは何か、課題として認識しなければならない点である。



- ①ローマ弁護士会Avv. Mauro Vaglio
会長と国際委員会山原委員長（2017
年11月29日ローマ弁護士会訪問時）
②ローマ弁護士会会長から贈呈された
記念のメダル
③当会から贈呈した京都のお土産



木澤克之裁判官（写真中央）を囲んで

広報委員会市民交流部会の活動報告

広報委員会委員 市民交流部会 吉川 拓威（59 期）

1 市民交流部会の取り組み

広報委員会の一部会である市民交流部会は、市民の方々に司法をより身近に感じていただくことを目的として、一般市民の方約30名を毎年募集して、裁判傍聴、刑務所見学、法科大学院見学、最高裁判所見学、検察庁見学、弁護士会見学、地方裁判所見学など司法関連施設の見学会や弁護士との懇談会を行っています。

今回は、平成29年11月17日に行われた最高裁判所見学会について報告をいたします。

当日は、25名の市民の方々、当会の平沢副会長ほか6名の広報委員及び広報課職員が参加して行われました。

2 最高裁判所庁舎見学

14時50分に正門前に集合し、15時より、今回懇談する木澤克之裁判官の担当秘書官のご案内で、最初に最高裁判所庁舎内の講堂へ移動しました。そこで、20分弱、裁判や裁判所について説明するビデオを観ました。また、最高裁判所裁判官15人以外にも、最高裁判所調査官、書記官、事務官など約900人の方が働いていることなどの説明を受けました。その後、大ホールに移動しました。そこでは、最高裁判所庁舎が「自然素材を生かして品位と重厚さを表現する」というコンセプトで建築家岡田新一氏によって設計されたこと、大ホールが森をイメージして作られていること（昔ドイツでは森で裁判がされていたことにちなんでいるとのこと）、大ホール内の左右には、ギリシア神話のテミスをイメージして作られた正義の像と平和への願いが込められたベンチに座る男の子と女の子の回りに鳩が集まっているブロンズ像が設置されていることなど、ご説明いただきました（なお、通常、テミス像は目隠しをされていますが、最高裁判所のテミス像は目隠しをしていないのが特徴とのことです）。

また、最高裁判所庁舎内部は、慣れないと職員でも迷うほど複雑な作りになっているので、迷子にならないようにとの指摘もありました。

その後、大法廷へ移動して内部を見学しました。大法廷

の天井は最上部まで41メートルもある円筒上の天窓になっており、そこから自然光が差し込んでくる形になっています。また、法廷の前には太陽、後ろには月をイメージした掛物がかかっています。市民の方からは、最高裁判所裁判官の椅子は、意外に固い座りごこちの話もありました。

3 木澤克之最高裁判所裁判官との懇談

木澤克之裁判官（29期）は、弁護士出身（東京弁護士会）の裁判官で、約40年間弁護士をした後、最高裁判所裁判官になられた方ですが、非常にフレンドリーに、最高裁判所裁判官としての日々の仕事、弁護士との違いなどについてお話をされ、市民の方もそのお話に聞き入っていました。個人的に興味深かったのは、経営的な部分を除けば、弁護士と裁判官とで、「基本的な法曹としてのあり方にそれほど違いはない」とおっしゃられた部分でしょうか。

その後、木澤裁判官を囲む形で、記念撮影を行い、最高裁判所見学は終了しました。

4 最後に

例年、最高裁判所見学は、市民の方々からも好評をいただいています。ご協力いただきました木澤裁判官及び最高裁判所事務局の皆さまには、この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

市民交流部会は、今回の見学会のように、市民の方々とその交流を通じて司法に対する市民の声を聴く場を月に1回程度設けています。

弁護士会内でお茶を飲みながら、市民の方々と意見交換する懇談会も行っており、こちらも弁護士や弁護士会をより身近に感じていただく機会となっていて概ね好評をいただいています。

もし、会員の皆様の回りでこのような活動にご興味のある市民の方々がいらっしゃいましたら、毎年3月に実施している市民メンバー募集の情報（当会ウェブサイトにも掲載中）をご案内いただければ幸いです。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第76回 会員シンポジウム

「自衛隊を憲法に加憲!? その是非を考える」を開催

憲法問題対策センター委員 下林 秀人 (32 期)

2017年11月14日(火) 午後6時～8時、当会は弁護士会館2階講堂(クレオ)で標記のシンポジウムを開催した。

同シンポジウムを開催した目的は、2017年5月3日安倍首相が「憲法9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文化する」という構想を公表し、自民党として改憲(加憲)案を提示したことに対し、弁護士会としてこれをどう受けとめ、対応していくかを論議・検討するためである。

同シンポジウムでは、まず川上詩朗会員(日弁連憲法問題対策本部事務局長)から同対策本部作成の「憲法に自衛隊を明記する憲法改正案に関する会内討議資料」に基づいて基調報告を受けた。同会員は、憲法改正に対する日弁連のスタンス(立憲主義の堅持、日本国憲法の基本原理〔国民主権・基本的人権・恒久平和主義〕の尊重)を明確にし、自民党が提示した下記の条文案(いわゆる「加憲」論)を紹介した。

憲法9条の2(自民党案)

- ① 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。
- ② 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動についての国会の承認その他の民主的統制に服する。

そのうえで、川上会員は上記「加憲」論の問題点を具体的に指摘した。すなわち、そもそも憲法9条に「加憲」する必要性があるのか。また、この「加憲」によって平和的生存権や憲法9条の憲法規範としての機能が弱まったり喪失するのではないか(立憲主義の観点)。さらに、上記「加憲」は恒久平和主義を後退させることになるのではないかなど。

上記の基調報告を受けて、パネルディスカッション(模擬)を行った。パネリストは伊藤真(36期)・田島正広(48期)・西田美樹(54期)・小川貴裕(63期)・棚橋桂介(66期)の各会員。各パネリストは現行憲法に対する評価等についてそれぞれ異なる意見を持つ者と

いう役割で登壇し、論議を交わした。コーディネーターは伊井和彦会員(憲法問題対策センター企画部長)。

パネルディスカッションにおける議題(論点)は、次のとおりであった。

- 1 敢えて今、9条は変えずに自衛隊を明記する意味と必要性があるのか?
- 2 「自民党案『9条の2』」で規定されるのは自衛隊の存在の合憲性だけで、自衛隊の任務や権限がどこまで許されるかの議論は、9条とともにそのまま残る」との論議は、本当にあり得るのか?
- 3 9条1項・2項は変えずに『9条の2』という形で自衛隊を憲法に明記した場合、その自衛隊とは、9条1項の「戦争の放棄」、9条2項の「戦力不保持」「交戦権否認」の拘束を受けるのか、それとも例外として拘束を受けないのか?
- 4 『9条の2』が規定されることで、9条1項・2項の解釈や自衛隊の任務等についてどのような影響があり得るのか?
- 5 現在の日本国憲法には「国防」「安全保障」という概念がなく、『9条の2』という形で自衛隊規定が加憲された場合、初めてそのような理念と規範が憲法に加わることになるが、そのことの影響と是非はどう考えるか?
- 6 9条1項・2項を変えずに自衛隊を憲法に明記した場合、自衛隊への統制機能は憲法上どうなるか?
- 7 『9条の2』案のような表現で自衛隊の存在を規定することについて、立憲主義の観点から問題はないか?

紙幅の制約で上記の論点についてのやりとりを詳細に紹介することはできないが、もし「憲法9条」の後に「同法9条の2」が新設され、あるいは「憲法9条2項」の後に「同条3項」が挿入されることによって自衛隊の存在を正面から認める規定が新設・挿入されれば、憲法9条全体が空洞化するのみならず、これまで「日陰者」であった自衛隊に“民主的正当性”の根拠を付与することになり、国民・市民の人権に対する新たな制約事由や侵害要因が出現することは必至である。

OKINAWA

第13回 辺野古埋立をさせないための今後の手段

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35 期)

1 最高判平成28年12月20日第二小法廷判決以後

- (1) この最高裁判決（以下「最高裁平28・12判決」と略す）は、沖縄県・翁長知事が国土交通大臣の指示に従って埋立承認取消し（2015（平成27）年10月13日）の取消しをしないことが違法であると判断した。翁長知事は、この判断に従い、埋立承認取消しの取消処分をした。この直後から、国は、辺野古埋立工事に着手した。

しかし、辺野古埋立問題の全てが最高裁平28・12判決で法的に最終的な決着をみたか、といえば、どういそように言うことはできない。

- (2) 沖縄県は、辺野古埋立工事の現場水域には漁業権が存在するため国が知事に無許可で岩礁破碎工事を行なったことは違法であるとして岩礁破碎の差止めを求める訴訟を那覇地裁に提起している。国は、岩礁破碎工事を行なうにあたり、漁業権に関する従前の見解とは異なる見解に基づいている。これに対して県がダブルスタンダードであるとの異議のもとに訴訟提起を行なっているものであり、埋立そのものを阻止するものではないとはいえ、県の請求が容認されるならば埋立工事は事実上行なえないことになる。そこで、この訴訟の行方は注視しなければならない。

- (3) 次に、知事が、埋立承認（2013（平成25）年12月27日・仲井眞・前知事による）を撤回する方法が主張されており、知事もこの方法に賛同する意向を示している。

当部会は、沖縄の「慰霊の日」を念頭において2017（平成29）年6月24日にシンポジウムを開催し、武田真一郎・成蹊大学法科大学院教授に講演していただいた。この時に武田教授が語られ

た、埋立承認の撤回の法理や、県民投票に基づく撤回、その道筋などについては、私は、辺野古埋立をさせないための現実的で有力な方法の1つであると思った。そこで以下に紹介させていただくことにした。

2 埋立承認の撤回とは

- (1) 撤回の意義、要件承認取消は承認時に遡って効果が消滅するのに対して、撤回は将来に向かって承認の効果が消滅する点に違いがある。承認の取消が違法とされたのちであっても、現時点で埋立承認の効力を維持することが公益に反するのであれば可能であるとされる。

- (2) 最高裁平28・12判決の拘束力との関係

行政法上、処分庁（翁長知事）は取消判決に拘束されるため、取消と同じ理由で撤回することはできない。また、その訴訟で理由の差換え・追加によって主張できた理由については主張できないとの説が有力である。

撤回理由が県民投票に基づく県民多数の意思に基づく、という点にあるとすれば最高裁平28・12判決の拘束力には抵触しない。

3 承認撤回の手続、その問題点

- (1) 辺野古埋立問題に関する最大の矛盾は、県民の世論が辺野古埋立に反対しているにもかかわらず日本政府が強圧的にこれを推進しようとしていること、しかも司法がこれに追随していることである。

県民投票にあたっては、単にこれを行えばこと足れりというのではなく、県民の生（なま）の意思を徹底的に吸い上げることが重要である。

- (2) 知事が承認の撤回をするについては、以下のよう
に条例に基づく県民投票を行ない、県民の多数
が埋立に反対であるとの意思が確認できたことを理
由とする。
- (3) 県民投票に関する条例制定を行なうについては、
県民の直接請求により県民投票を行なうことを決
めるべきであるとする（法律上は有権者の5分の1。
しかし、もっともっと多い方がよい）。そして、投
票を行なうとなると、埋立賛成派も反対派もそれ
ぞれ運動を展開することになるだろうが、政治団体が前
面にでることなく、市民の間で、辺野古に基地が
必要かどうかをよく討論できる雰囲気を作り、基地
反対一辺倒ではなく、なぜ沖縄に新しく基地を設
けるべきなのか、なぜそれが辺野古になるのか、な
どについて県民同士で意見交換が十分にできるよう
にし、多数の県民が実質的に県民投票に参加する
ことが大切であるという。
- (4) 県民投票を行なうとなると選挙人名簿を保管し
投票を実施するのは県ではなく市村町の選管なの
で、市村長の協力が必要となる。この点は、県民
多数による直接請求で成立した条例において規定
を置き、事務処理の特例によって市村町に委託す
ることが適切である。

4 埋立承認が撤回されたのちの法律関係

- (1) 県民投票の結果、埋立反対の意見が多数を占め
た場合、この県民の意思を背にして知事が埋立承
認を撤回する。

(2) この場合、国は、その時まで行なっていた埋立
工事を一旦中止するだろうが、平成27年の際と同
じく、行政不服審査法による執行停止申立を行な
い、国交省が執行停止を決定し（このような方法
については行政法学者から強い批判がある）、工事
を再開することが予想される。そして、以後の推
移についても平成27年以後と同じ手続が踏まれる
可能性がある。

- (3) となると、堂々めぐりとなり、埋立承認撤回を
しても、変わらないのではないかと、思うかもしれ
ないが、そうではない。

最高裁平28・12判決は、仲井眞・前知事の承認、
翁長・現知事の承認取消のいずれが違法性判断の
対象であるかという点について、前者であると判断
した（このような判断は強く批判される）。そうな
ると、承認（仲井眞）は裁量行為であることから、
これを取り消す（翁長）には、承認において裁量
逸脱がなければならず、勢い、承認取消（翁長）
は違法であるとされることになる。ところが、承認
撤回に関して違法性判断の対象は承認撤回（翁長）
であることは争いようがない。そこで、これを違法
とするためには、承認撤回が裁量を逸脱した違法
があるといえなければならない。しかし、県民の多
数が県民投票により埋立反対を表明したとき、裁
判所は何をもって、裁量逸脱による違法と判断す
るのであろうか。いかに、行政への追従が目につく
裁判所とはいえ、さすがにこうなっては承認撤回に
違法性があるとは判断できないのではなかろうか。

(注) 上述の武田教授のお考えは、同教授のお話を私
（筆者）がまとめたものです。もし誤りがあった場合
は、私に文責があります。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第58回 東京地裁平成28年10月6日判決（美容院A事件／労判1154号37頁）

共同設立者である美容師の労働者性が肯定され
賃金減額同意が否定された例

労働法制特別委員会研修員 檀上 遼一（69期）

1 事案の概要

本件は、それぞれが独立して美容院を営んでいた旧知の美容師X（原告）とAが、共同してY会社（被告）を設立し、Aが同社の代表取締役役に就任し、原告については役員登記がなされないまま、被告から月額57万円の金員を得て稼働していたところ、その後、経営不振のため月額支給額が22万円に減額された。原告は減額後も約8ヶ月間稼働した後、被告を退社し、支払額の減額分は賃金の一方的な減額であるとして、その差額（合計約255万円）の支払いを被告に求めた事案である。

被告は、原告は被告の共同経営者であったとして毎月の支払の賃金性を否定し、仮に賃金であったとして減額に同意していたと反論した。

裁判所は、月額支払57万円のうち37万円が賃金、20万円は報酬であるとして、37万円との差額分の支払い（合計約112万円）のみ認容した。

2 主な争点

- (1) 原告の労働者性（従業員性）
- (2) 賃金減額に対する原告の同意の有無

3 判旨

(1) 原告の労働者性（従業員性）について

ア 原告の労働者性についての検討

原告が、勤務時間や場所等について、これらを自由に決定できる状況になく、自身を指名予約する顧客の有無にかかわらず、場合によっては、美

容院を不在にすることの多い被告代表者を介して来店した顧客への対応も含めて、概ね週5、6日程度、出勤して美容師として稼働していたこと、会計上、給与（賃金）の名目で月額報酬を支給され、雇用保険に加入していたこと、取締役又は代表取締役としての就任登記がされていないことといった事情に照らせば、原則として、原告の従業員としての地位を全く否定することは困難で、少なからず同地位を有していたものとみるのが相当である。

被告は、原告及び被告代表者を含めて、総勢9～11名程度の美容師が集う中小規模の美容院であるが、本件では、各人が被告という会社組織の指揮命令下で美容師として稼働するという側面を有している以上、原則として従業員性が認められるもので、その中でも、従業員の立場とは基本的に相容れない立場といえる代表取締役の地位に実質的にあるといえるような特段の事情がある場合でない限り、その従業員性を否定することはできないものと解すべきである。原告には、特段の事情を見出すことはできない。

イ 従業員としての賃金部分について

同報酬月額は必ずしも原告の稼働実績に応じて定められたものではなく、飽くまで原告の生活状況等を踏まえた希望額に応じて定められたものではあるものの、原告が、被告の美容師の中で最も多くの指名客を有し、その売上に占める割合も5割弱にも及んでいたことを踏まえれば、原告に次いで美容師としての稼働実績（指名顧客数、担当別売上額等）を残している一般従業員（D）の月額給与（37万円）と比較して、原告の従業員としての賃金相当額がこれを下るものとは考え難く、また、被告代表者も、純粋に美容師としての稼働

実績を見た場合に、上記一般従業員よりも、原告の方が、高額報酬を得ることについて、理解し得るものである旨を供述しているものであるから、少なくとも同一般従業員の賃金と同額の37万円が原告の従業員としての賃金相当額で、残額20万円が実質的に役員報酬額に相当する。

(2) 賃金減額に対する原告の同意の有無

経営状況が悪化した場合に、互いに報酬額を減額する方向での変更があり得ることを当初から合意していたことを認めるに足りる証拠は一切ない。

また、仮に、共同経営の話し合いをした当初に「経営状況に合わせて報酬額を変更する旨を合意」あるいはそれに類するような何らかの話し合いが原告と被告代表者との間で持たれていたものであったとしても、それは、飽くまで、原告が被告代表者と共同して代表取締役となり、両者が同額の役員報酬を受領していることを前提に、同報酬の減額を念頭に置いてなされたものというべきであるし、具体的な減額の金額を明示したものではなく抽象的な内容にすぎないものと推認されるから、それでもって従業員としての賃金相当額の合意があらかじめ具体的にされたものということは到底できない。

原告の報酬のうち賃金相当額についてみると月額37万円から月額22万円への4割ほどの大幅な減額であること、原告としては、その減額に対して少なくとも口頭で、そのような安い報酬ではやっていけない旨を被告代表者に伝えた旨を供述していること、そして、現に原告はそのような処遇に納得がいかに被告を辞めることにしたこと、また、原告は、被告の美容院を平成25年2月末に退店した後も、同年6月ないし7月頃まで、被告の了承の下に、被告の美容院の片隅に間借りして別の美容院を営んでおり、そのよ

うな状況が一段落してから未払賃金の請求をしようと考え、その後間もない同年10月にあっせんの申請に及んだことからすると、原告が、被告からの賃金減額の通告に納得していたものではない（なお、裁判所は、報酬部分の減額は原告が請求していないとして認めなかった）。

4 コメント

美容院の共同設立者であるが役員登記がなされず、美容師としての労働についての裁量性が乏しかった原告について、本判決は、「代表取締役の地位に実質的にあるといえるような特段の事情」が認められる場合に限り、例外的に従業員性を否定するとし、本件では上記特段の事情を見出すことができないとした。労働者性が争点となった事例判決であり、その判断要素を比較的詳細に示し、その上で、支給額について賃金と報酬を区分しているところに特色がある。

また、本件は、賃金減額について事前の包括的同意の成否が問題となったが、支給額が57万円から22万円と大幅減額されており、その性質が賃金であろうと報酬であろうと、特別な事情がなければ、事前同意は認められないであろう。但し、本件では、報酬分の減額については請求がないとして報酬部分の差額支払いは棄却されている。控訴されていることから、この部分については控訴審では異なる判断が下される余地もある。賃金減額に関する最近の同種の事案としては、オカダテニス・クリエーション事件・大阪地判平成25年6月28日労判1082号77頁があり、その他については「新労働事件実務マニュアル第4版」95頁以下を参照されたい。

東 弁 往 来

第55回 白神ひまわり基金法律事務所



秋田弁護士会会員

大庭 秀俊 (61 期)

神奈川県藤沢市出身。平成20年9月、弁護士登録（現61期）、東京弁護士会入会。法テラス静岡常勤弁護士退任後、平成25年1月から、弁護士法人北千住パブリック法律事務所に所属。平成28年3月1日付で小坂壘弁護士（福岡県弁護士会）の後任として現事務所に着任。現在同事務所で勤務中。

白神ひまわり基金法律事務所
(秋田県能代市)

1. 当地に赴任した経緯

法テラス静岡でのスタッフ弁護士としての任期を終えた後は（当時については第14回東弁往来（LIBRA 2011年3月号）を参照）、北千住パブリック法律事務所に戻り、後輩の指導、というか、むしろ有能な後輩たちに私の至らない点を補ってもらいながら、さらに研鑽を積むべく勤務をしていました。

法テラス静岡では、最近の東弁往来（LIBRA2017年5月号）にもあるとおり、以前から関係機関との連携に力を入れていました。私も、その経験を生かして、北千住パブリック法律事務所に戻った後は、主として足立区内の地域包括支援センターと連携し、都市部における司法過疎の解消に力を入れていました（正直、そういうニーズがまだまだあることに驚きながら執務していました）。このとき、足立区内の地域包括のソーシャルワーカーさんたちには、本当にいろんなことを教えていただき、大変感謝しております。ここに御礼申し上げます。

さて、北千住パブリック法律事務所はご存じのとおり任期制ですので、任期後の進路については、本当に頭を悩ませました。私が法テラス静岡に赴任していた時とは、弁護士業界を巡る状況（主として経済的な面）は大きく変わってしまっており、家族を抱えた身としては、生活圏を大きく変えるような転身は、最初は選択肢の中に入っていませんでした。

しかし、いろいろと考える中で、やはり新規登録をした当初からあった「司法過疎地に住んで仕事をしてみたい。せめて弁護士業をしている間に一回は」という希望を捨てきれませんでした。実際、子どもたちの

年齢などを考えると、行くなら就学前の今しかない、行かなかったら一生後悔するだろうと思い、当事務所の後任に応募することになりました。

2. 実際に赴任してみて

当地の様子や状況などは、すでに能代ひまわり基金法律事務所の初代所長である有坂秀樹会員（LIBRA 2010年3月号）や、最近では、同法律事務所の前所長（現在は定着されています）の岩崎康宏弁護士が書かれていますので（自由と正義2017年3月号）そちらをご参照下さい。

正直、赴任するまでは、「当地で多いと聞いていた債務整理の件数もさすがに落ち着いただろう。登録してからいままですっと忙しかったから、やっとここで、すこしのんびり目に仕事をできるのではないか」と甘く考えていました。

ところが実際は、相談申し込みが入らない日の方が珍しいという状況が続いています。やはり、債務整理・家事事件の手持ち件数に占める割合は多いですが、



八峰町のボンボコ山公園にてソリ滑り

それ以外にも多種多様な事件があります。たとえば、農業や漁業が盛んな地域ですので、これらに関する法律相談や事件もありますし（「稲立毛」なんて言葉、これまで民法の教科書でしか見たことはありませんでした）、M&Aに関する事件や相談など、これまであまり経験したことのない類型の事件もあります。

私の経歴が公設畑（私の造語です。なかなか収穫が厳しそうな畑ですね）を歩んできたせい、新人の弁護士の方に、「どういう勉強をすると役に立ちますか」とよく質問されます。最初から役に立ちそうかどうかで勉強するのではなく、自分が興味を持った分野を大切にしようが、後々のキャリアアップにとってはよいのかと思います。どの分野をとっても、「これだけ勉強しておけば大丈夫」というのは無く、むしろ勉強すればするほど、よくわからなくなるばかりです。あと、事件に向き合う際の緊張感や恐怖感は、登録10年目を迎えても、新人の時とあまり変わりません。私が未熟なせいかもしれませんが。

3. 今後の展望

能代支部管内の自治体（能代市・八峰町・藤里町・三種町）やこれら地域の社協との連携活動は、地域によって差がありますが、ようやく少しずつ始まったところです。

能代支部管内においては、これまでも、同支部管内の弁護士を主として、司法アクセスの拡充を図ってきたところですが、まだ、「弁護士に相談する」という選択肢がそもそも無い方（困っている人を支援する立場の人においても）が大勢いらっしゃいます。

秋田県内には、弁護士が執務していない自治体がいくつかあります。能代支部管内に近接しており、弁護士が執務していない自治体のうち、北秋田市（人口約3万人）は大館支部管内の弁護士へのアクセスが便利ですが、五城目町（約1万人）、男鹿市（約3万人）、大潟村（約3千人）、八郎潟町（約6千人）、井川町（約5千人）、潟上市（約3万人。以上順不同。人口数は原稿執筆時点における筆者調べ）といった、秋田本庁管轄の地域については、秋田市内までの交通手段として自動車を容易に利用できる方以外の方については、なかなか弁護士へのアクセスが容易ではないのではないかと考えています。このあたりに



天空の不夜城

についての調査や、もし必要がある場合には改善を図るといったことは、今後の課題です。

実際、赴任して2年弱ですが、高齢者の方が、1時間も2時間もバスや電車を乗り継いで法律相談に来ることは珍しくありません。話を聞いてみると、時効援用通知を内容証明で出せば良いだけといったすぐに解決するものがほとんどなのですが、相談後に私を拝むようにして感謝されるのは、なかなか複雑な感情がよぎります。出張相談を利用していただければ、こんなご苦勞をかけることはなかったのにな、こちらの周知活動が足りていないかと反省させられるからです。

4. 東京弁護士会にお願いしたいこと

経営者弁護士になってみて、改めて感じるのですが、私のように、出たり入ったりする勤務弁護士は、都市型公設事務所でない、養成したり雇用したりするのは難しいと思います。自分が将来イソ弁を雇ったとして、2年後くらいに、「法テラスに行きます」と言われたり、せっかく戻ってきたのに、また「ひまわり基金に行きます」とか言われたりしたら、内心では、結構厳しいと感じると思います。養成についても、いま、都市部にあっては、「〇〇専門」などとうたわないと、なかなか集客が難しい状況ではないでしょうか。都市型公設事務所以外では、新人弁護士に、多種多様な事件を、先輩と一緒に、短期間でたくさん経験させられる環境はなかなか得られないと思います。

もし、私のような、公設畑でキャリアを積む弁護士が、これからも必要とされるのであれば、これを養成するためにも、やはり都市型公設事務所の存在とこれに対する支援は必須だと思います（特に経済的な面において。勤務弁護士が任期制となっている理由を改めて考え下さい）。

会員の皆様におかれましては、都市型公設事務所に、よりいっそうの理解と支援をお願いいたします。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

31期(1977/昭和52年)

忘れることのできない私の修習生時代

会員 立石 則文 (31 期)

1 私は1977年4月に司法研修所に入所し31期司法修習生となった。当時は1979年3月までの2年間で修習期間だった。当時の日本は、労働人口が毎年増加する人口ボーナスを享受する時代で、経済成長も年率でコンスタントに5%程度あった。私たちに世界第2位の経済大国として日本の将来が明るく感じられた。政治的には、1975年に米国の敗北でベトナム戦争が終了していたが、米国の国力は圧倒的なものであり、世界は米国とソ連の2極による東西冷戦状態で安定していた。

2 4か月間の前期修習は一言で表現するなら、開放感あふれる楽しい日々であった。旅行やソフトボールを通じて50人のクラスほぼ全員と親しくなった。要件事実教育はこの頃から民事裁判教官室で議論が盛んだったが、手引きの作成中であり、それほど確立したものではなかった。刑事裁判も検察や弁護科目も手引きはあったが、授業では教官の個性が前面に出て、とても人間味のあるものだった。

授業以外にも教官との交流が盛んで、前期中に全ての教官について自宅訪問をし、親しくおつきあいさせてもらった。現在でも当時の刑裁教官であった元最高裁長官島田仁郎氏とお会いするたびに「(当時は)楽しかったですね。お世話になりました」と挨拶させていただくことができるのは嬉しいことである。

3 実務修習は1年4か月で時間的余裕があるものだった。私は前橋地方裁判所配属だったので、尾瀬を含む群馬県内の名所を訪ねてあちこち旅行した。配

属修習生8人全員で、女子少年院の施設見学や上越新幹線トンネル工事現場見学など多様な実務修習をすることができたのは有意義な思い出である。

当時の実務修習は、司法修習生に対して社会の事象を実際に見分してもらいたいという意向が強かったようだ。私たちは高崎の陸上自衛隊で74式戦車が自走するときの振動を経験するための同乗研修をした。他の修習地では列車運転席に同席して安全確認の状況を体験したりする研修もあった。実務修習では起案や勉強会にも取り組んだが、このような体験的な修習がとても印象に残っている。

4 後期修習はやはり2回試験が気になる日々だった。昨今と異なり不合格者は500人中数人で例外的だったが、任官志望者はかなりプレッシャーを感じていたようだった。そんな状況で裁判教官から青年法律家協会の会員で任官を志望していた修習生に対して同協会からの脱会勧告があった。同協会はリベラルな傾向があり、当時の公害裁判や労働裁判では市民側や労働者側に理解を示す人が多かった。結局、友人の青法協会員任官志望者5人が採用拒否され、心が痛む思いをした。司法研修所30期では女子司法修習生に複数の裁判教官が「司法界は男性の職場。女性は家庭に入るのが良い」などと発言して修習生達から痛烈に批判されたこともあった。40年たった今、日本は、首相が、女性の社会進出を強く奨励し、経済団体に対して労働者の賃上げを要請し、更に非正規労働者を進んで正規労働者とするよう働きかける国になってしまった。隔世の感がある。

この1年を振り返って

会員 渡辺 知子

1 はじめに

2016年12月に弁護士登録され、もう間もなく1年になる（この原稿が掲載されている頃にはすでに1年以上経っていることになるが）。この約1年間を振り返ってみると、本当にあっという間であったが、大変充実した1年間であった。

初めて弁護士バッジを手にしたとき、初めて口頭弁論期日に出席したとき、初めて警察署で被疑者と接見したとき、初めて被告人質問をしたときなど、この約1年の間に、数え切れないほどの「初めて」の経験をしてきた。そして、それらは重い責任を伴うものであり、とても緊張しながら臨んだことを鮮明に記憶している。

2 クラス別研修について

そういう多くの「初めて」を経験するなかで、当会のクラス別研修が大変役に立った。基本的な事件類型に関して、当該事件類型でポイントとなる点を一通り勉強することができたので、実際に事件を担当した際には、「これはクラス別研修のときに検討した内容だ」と、レジュメを取り出して確認することもよくあった。

研修で受講した内容は、第1回と第2回は「民事事件の相談から解決まで」、第3回は「労働事件」、第4回は「離婚事件」、第5回は「交通事故」、第6回は「相続事件」、第7回は「借地借家事件」であった。受講生には事前に問題が配布され、西村健会員と深道祐子会員のご指導により、ゼミ形式で問題を検討した。1クラスは約20名の同期会員で構成されており、1ヵ月に1回、約2時間の研修を受けることができた。西村会員と深道会員からは、実務でご経験されたお話等も伺うことができ、また、後半の回の

研修では同期会員からも経験談が報告されるなど、実務上すぐに役立つ内容を多く得ることができた。

毎回研修の後には懇親会を開いていただき、研修とは異なるくだけた雰囲気の中で、他の同期会員から、事務所での執務状況などを聞くことができ、とても良い刺激になった。2017年10月の第7回でクラス別研修は終了したが、その後もスピンオフ企画が実施される予定である。

3 刑事弁護新人研修について

刑事弁護についても、研修枠で国選の刑事事件を担当するにあたり、事前に「刑事弁護新人研修」という研修を受けることができ、大変ためになった。接見、示談交渉、身柄解放に向けた活動、不起訴に向けた活動、保釈、公判準備、公判手続等について、ゼミ形式で研修を受けることができた。非常に実践的な内容で、例えば「身柄拘束中の被疑者から自宅のベットのことを頼まれたらどうすればいいのか」など、考えたこともないようなことについても、刑事弁護に精通されている前田領会員から学ぶことができた。そして、実際に研修枠で国選の刑事事件を担当する際にも、研修で指導してくださった前田会員に直接質問や相談ができる体制となっており、私自身は相談することはなかったが、「いざとなったら相談ができる」と思うと、非常に心強かった。

4 さいごに

今後は、これまでよりも「初めて」を経験する機会は少なくなってくると思うが、「初めて」のときに感じた緊張感を、これからも忘れないようにしたいと思う。

『あなたがあたえる 大富豪ピンダーの夢をかなえる5つの秘密』

ボブ・バーグ+ジョン・デイビッド・マン 著 木村博江 訳 文藝春秋 1,429円(本体)

「与える」という観点から「考え方」「生き方」を提示

会員 吉川 拓威 (59 期)



法曹人口の急激な増加に伴って、事務所経営に頭を悩ませている会員の方も多いのではないかと思います（かくいう私も、比較的最近、岡山弁護士会から登録換えをしたということもあって、どうやって事務所経営をしていこうか、腐心しております）。

このような時代を反映してか、昨今では、事務所経営に関する本も多数出版されています。

しかし、今回、ご紹介する本は、事務所経営の専門技術的な情報や知識を内容としたものではなく、「考え方」「生き方の基本」を扱った本です。

もっとも、松下幸之助氏や稲盛和夫氏に代表される経営者向けのビジネス書籍にも自己啓発本といわれるものが多数ありますので、経営者としては、単に技術的な側面を超えて「考え方」や「生き方」に常に悩むものなのかもしれません。

この本の核心部分は「奪い合う、競い合うという」競争の観点ではなくて、「与える」というまるで真逆の観点からの「考え方」「生き方」を提示している点です。

たとえば、「相手の期待を超えて、受け取ったもの以上のものを、どれだけの人に与えられるか」、「win-win（ウイン・ウイン）ではなくて、100%相手のために気を配る。100%相手の利益を優先させる」といったような、通常では、ちょっと疑問に感じるようなことが書かれています。

「与える」ことが、どうして「桁外れの」成功に繋がるのか、どうして「桁外れの」夢をかなえることに繋がるのか。それは、実践した人、体験した人でないと理解できない内容です。そのため、この本は、自ら実践することを求めています。

さらに同書は「実際に売っている（与えている）の

は、商品ではなく、本当は自分自身であり、どんな人であっても本当の自分こそが最高の贈り物（商品）である」とし、最後に「与える」という行為が、巡り巡って、自分のところにやってくるので、「これを素直に受け取る」「受け取る人がいないと与えることもできない」というある意味、逆方向からの当然といえば当然の結論で締めくくられています（二宮尊徳（金治郎）翁のいう「たらいの水」の例えに近いのかもしれません）。

以前「忙しい事務所はつぶれない」というようなお話を先輩弁護士から聞いたことがあります。聞いたときは、よく理解できなかったのですが（あまりにも当然のことなので）、今思うと、その「忙しい」というのは、必ずしも「すぐにお金になる事件で忙しい」ということではなく、そのときは、お金を目的にはしていなくても、自分という人間を発信することで、巡り巡って、利益が生じる。だからつぶれないということを書いたかったのかもしれない、とこの本を読んで思いました。

薄い本で、しかも物語形式なので、すぐに読めると思います。できるところから実践してみて、その効果が本当にあるのか、試してみるのも面白いかもしれません。

読み物としても面白いので、お薦めの本です。

※なお、この書籍は「あたえる人があたえられる」という邦題で、山内あゆ子訳、海と月社（2014年）からも出版されており、こちらのほうが新しいので、手に入りやすいかもしれません。ちなみに、私は、両方、読みましたが、個人的には、木村博江訳のほうが、面白く感じました（挿入されている画もユーモラスです）。山内あゆ子訳のほうは、本の装丁や訳の内容が、少し自己啓発本としての体裁を意識しすぎているように感じました。



登山と私

会員 小泉 英之 (67 期)

名に「山」がつく県に生まれてただあって私と山の関わりは深い。

特に富士山は、よほど悪天候でなければ、実家の窓からはしっかりと見ることができる距離にあったため、県外の人々が「一生のうちに一度は見てみたい」と口にするのが暫くの間、本当に信じられなかった。

幼少の頃から、よく家族に登山やハイキングにも連れていってもらった。

海水浴やスキー等の行楽はほとんどなく、どこかに行くとなると決まって「山」だったように記憶している。

そのこともあって、高校時代にはワンダーフォーゲル部に所属した。

決まった範囲をどれだけ早く駆け上げられるか、テントの張り方かどうか、飯盒は上手に使えるか、地図・方位の読み方等、山に関する様々な事柄を競い合うという部活であった。

日々の練習は、高校の裏山を20キロの重りを背負って走るという過酷なものであり、華々しさからはかけ離れていたが、このときの経験が、司法試験の受験勉強や合格後の今の業務に少なからず活かされているように思う。

しばしば、登山は単調かつ退屈なもので、雨や泥でどうしても手足や衣類が汚れてしまうことがあり不潔なイメージを持たれることもある。

私も、このように感じる時期があり、暫くの間、登山から距離を置いていた。

しかし、弁護士として働くようになってから、再度、登山熱が再燃し出している。

きっかけは、弁護士登録をした年に縁あって参加した会派の富士山登山である。

金曜日、土曜日の2日間での開催で、仕事を休まなければならぬため、最後まで参加を迷ったが、結局、



左から、筆者、小峯健介弁護士、山勝幹之弁護士、町田行功弁護士

参加してみて大満足であった。

雲の上からみる空や遠くの町の景色は爽快だった上、実は人生で初めて拝観したご来光はエネルギーに満ち溢れていて、心から感動した。

参加者は期も年代もバラバラであったが、登山の中でこのような経験やアクシデントを共有することにより、普段、食事を一緒にさせていただくときよりも親しくなれたように思う。

このような経験から、再度、登山にのめり込むようになった。

今年(2017年)も1年ぶりに会派の企画で富士山に登った。

台風の時期と重なり、一時は富士山登山の実施自体が危ぶまれたが、行程全体を通じ、天候に恵まれ、快適に歩くことができた。

運よく今回も快晴の中ご来光も拝観することができた。

山頂の寒さに凍えながらご来光を待つのは辛いものがあるが、少しずつ顔を出すご来光を見知らぬ人々も交え皆で喜ぶ経験は何事にも代えがたい感動があり、二度目でも感動は全く薄れることが無かった。何度でも訪れたい気持ちになる。

また、下山後の温泉施設での入浴や懇親会は充足感に満ちていた。

新幹線から登山口へ向かう道中で登山靴が壊れたり、下山道を間違えるなど、行程中に遭遇したアクシデントを笑い話にして、期の上の方々と酌み交わすお酒は身体の隅々まで染み渡った。

このような経験は、日々の業務の疲れを心身ともに癒し、翌日からの業務に向かう活力となった。

昨今、登山は健康ブームと相まってか、年齢の若い層も含めブームとなっているようなので、これまで全く登山を経験したことのない方々にも是非一度登山の感動を味わって欲しいと思う。

外国法

『メコン諸国の不動産法』村上暢昭／大成出版
 『アメリカの刑事判例 1』田中利彦／成文堂
 『アメリカ反トラスト法における合理的原則』久保成史／中央経済社
 『ロシア・ビジネスとロシア法』松嶋希会／商事法務
 『インドの会計・税務・法務Q&A 第3版』新日本有限責任監査法人／税務経理協会
 『ミャンマー法務最前線 第2版』武川丈士／商事法務
 『中国労働法事件ファイル』五十嵐充／日本法令

憲法

『日本国憲法の制定過程』大友一郎／千倉書房
 『人権よろず困りごと相談』人権擁護協会／人権擁護協会
 『プライバシーの権利を考える』山本龍彦／信山社出版
 『現代情報社会におけるプライバシー・個人情報の保護』村上康二郎／日本評論社
 『憲法改正限界論のイデオロギー性』大塚滋／成文堂

選挙法

『日本のネット選挙』岡本哲和／法律文化社

行政法

『機関争訟の「法律上の争訟」性』西上治／有斐閣
 『第三者効の研究』巽智彦／有斐閣
 『都市法概説 第3版』安本典夫／法律文化社
 『まちづくりの法律がわかる本』坂和章平／学芸出版社

軍事・防衛法

『日本の安全保障法制入門 第2版』鈴木和之／内外出版

税法

『弁護士・事務職員のための破産管財の税務と手続 新版』横田寛／日本加除出版
 『租税法の解釈と適用』増田英敏／中央経済社
 『税法便覧 平成29年度版』藤崎直樹／税務研究会出版局
 『個人の税務相談事例500選 平成29年版』坂野豊／納税協会連合会
 『日税研論集 第72号(2017)』日本税務研究センター／日本税務研究センター
 『税金ガイド 29年版』川田剛／財經詳報社
 『「税務特別委員会・公開研究会」資料』東京弁護士会税務特別委員会／東京弁護士会税務特別委員会
 『図解グループ法人課税 平成29年版』中村慈美／大蔵財務協会
 『法人成りの税務と設立手続のすべて 第3版』平野敦士／中央経済社
 『法人税の理論と実務 平成29年度版』山本守之／中央経済社

『公共用地取得の税務 平成29年版』高藤一夫／大蔵財務協会
 『相続税・贈与税取扱いの手引 平成29年10月改訂』今西敦司／納税協会連合会
 『Q&A110新時代の生前贈与と税務 平成29年改訂版』坪多晶子／ぎょうせい
 『税理士を悩ませる「財産評価」の算定と税務の要点』黒沢泰／清文社
 『詳説自社株評価Q&A 5訂版』竹内陽一／清文社
 『成功する事業承継Q&A150 平成29年9月改訂』坪多晶子／清文社
 『土地評価のための役所調査便覧』東北篤／清文社
 『最新判例でつかむ固定資産税の実務』安部和彦／清文社

地方自治法

『逐条地方自治法 新版 第9次改訂版』松本英昭／学陽書房
 『自治体職員のためのQ&A住民監査請求ハンドブック』奥田泰章／ぎょうせい

民法

『続・民法学の展開』前田達明／成文堂
 『一人でつくれる契約書・内容証明郵便の文例集 第2版』安達敏男／日本加除出版
 『民法法学の基礎的課題』高森八四郎／勁草書房
 『民法成年年齢引下げが与える重大な影響』辺見紀男／清文社
 『徹底解説不動産契約書Q&A 新版』杉本幸雄／清文社
 『解説民法(債権法)改正のポイント』大村敦志／有斐閣
 『債権総論』平野裕之／日本評論社
 『新債権法下の債権管理回収実務Q&A』増本善丈／金融財政事情研究会
 『債権回収基本のき 第4版』榎田修一／商事法務
 『新旧対照でわかる改正債権法の逐条解説』第一東京弁護士会司法制度調査委員会／新日本法規出版
 『債権各論 2』前田陽一／弘文堂
 『業務委託契約の基本と書式』長谷川俊明／中央経済社
 『Q&A民法改正の要点』松尾博憲／日本経済新聞出版社
 『事例でわかる戦前・戦後の新旧民法が交差する相続に関する法律と実務』末光祐一／日本加除出版
 『Q&A相続人不存在・不在者財産管理の手引』野々山哲郎／新日本法規出版
 『ケースブック不動産登記実務の重要論点解説 第2版』林勝博／民事法研究会
 『民事信託受託者の実務』民事信託活用支援機構／日本法令
 『金融商品取引法と信託規制』トラスト未来フォーラム
 『戸籍のためのQ&A「婚姻届」のすべて 改訂』荒木文明／日本加除出版

『自動車保険実務の重要判例』丸山一朗／保険毎日新聞社

商法

『商法判例集 第7版』山下友信／有斐閣
 『IPO・内部統制の基礎と実務 第3版』日本投資環境研究所／同文館出版
 『内部通報・内部告発対応実務マニュアル』阿部・井窪・片山法律事務所／民事法研究会
 『新株予約権の税・会計・法律の実務Q&A 第7版』税理士法人山田&パートナーズ／中央経済社
 『取締役・取締役会制度』近藤光男／中央経済社

刑法

『性犯罪加害者家族のケアと人権』阿部恭子／現代人文社
 『犯罪捜査科学』山村武彦／金剛出版
 『「被害者問題」からみた死刑』日本評論社
 『相模原事件から見えてきたこと』星和書店
 『司法福祉 第2版』藤原正範／法律文化社
 『安信 相模原障害者殺傷事件』朝日新聞社／朝日新聞出版
 『共謀罪は廃止できる』海渡雄一／緑風出版
 『「共謀罪」を問う』松宮孝明／法律文化社
 『書式告訴・告発の実務 第5版』民事法研究会

訴訟手続法

『裁判官はこう考える弁護士はこう実践する民事裁判手続』柴崎哲夫／学陽書房
 『書式民事訴訟の実務 全訂10版』大島明／民事法研究会
 『民事実務講義案 5訂版 2』司法協会
 『民事書記官事務の解説 3訂補訂版』司法協会
 『要件事実・事実認定ハンドブック 第2版』河村浩／日本評論社
 『民法から考える民事執行法・民事保全法 第2版』高須順一／商事法務
 『東アジア家族法における当事者間の合意を考える』稲田龍樹／勁草書房
 『家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究』司法協会
 『Q&Aでわかる日本版「司法取引」への企業対応』山口幹生／同文館出版
 『刑事訴訟における片面的構成』平田元／成文堂
 『応用刑事訴訟法』太田茂／成文堂
 『骨太刑事訴訟法講義』植村立郎／法書会
 『刑事手続の新展開 上』三井誠／成文堂
 『刑事手続の新展開 下』三井誠／成文堂
 『刑事実務(公判準備等)講義案 5訂版』司法協会
 『実践刑事証拠法』太田茂／成文堂
 『令状事務 3訂版』司法協会
 『略式手続 7訂第2補訂版』司法協会
 『少年法入門 7訂補訂版』司法協会
 『人権擁護委員必携 第5版』人権擁護協会／人権擁護協力会

経済産業法

『弁護士が教える IT 契約の教科書』上山浩／日経BP社
『公的規制と独占禁止法』岸井大太郎／商事法務
『独占禁止法 第8版』村上政博／弘文堂
『公取委実務から考える独占禁止法』幕田英雄／商事法務
『福島第一原発事故の法的責任論 1』丸山輝久／明石書店
『不動産広告の実務と規制 12訂版』不動産公正取引協議会連合会／住宅新報社
『金融法論集 上』岩原紳作／商事法務
『世界のフィンテック法制入門』藤田勉／中央経済社
『債務整理事件処理の手引』日本司法書士会連合会／民事法研究会

知的財産法

『ファッションロー』角田政芳／勁草書房
『ライセンス契約の基本と書式』長谷川俊明／中央経済社
『知財実務ガイドブック』三山峻司／青林書院
『解説特許法 改訂5版』江口裕之／経済産業調査会
『FinTech 特許入門』河野英仁／経済産業調査会

『著作権法入門 2017-2018』文化庁／著作権情報センター

農事法

『農地法読本 4訂版』宮崎直己／大成出版社

労働法

『Q&A 労基署調査への法的対応の実務』宮崎晃／中央経済社
『裁判例を踏まえた病院・診療所の労務トラブル解決の実務』田村裕一郎／日本法令
『異動・出向・組織再編』高仲幸雄／労務行政
『懲戒処分・解雇』労務行政研究所／労務行政
『介護事業所の就業規則運用と留意点』三塚浩二／産労総合研究所出版部経営書院
『戦略的な人事制度の設計と運用方法』浅井隆／労働開発研究会

社会保障法

『Q&A 実務家が知っておくべき社会保障』佐々木育子／日本加除出版
『合理的配慮義務の横断的検討』九州弁護士会連合会／現代人文社
『障害者総合支援法事業者ハンドブック 2017年版指定基準編』中央法規出版

医事法

『Q&A 地域医療連携推進法人の実務』松田紘一郎／中央経済社
『医療法人制度の実務 Q&A 第2版』税理士法人山田&パートナーズ／中央経済社
『医療事件の実務』笹川麻利恵／東京法律相談運営連絡協議会

教育法

『家族と向きあう不登校臨床』中西康介／誠信書房

国際法

『逐条解説国際家族法』木棚照一／日本加除出版
『国際取引法講義』久保田隆／中央経済社
『ケースで学ぶ国際企業法務のエッセンス』森下哲朗／有斐閣
『変容するテロリズムと法』大沢秀介／弘文堂
『家族と国籍』奥田安弘／明石書店
『技能実習法の実務』山脇康嗣／日本加除出版
『詳説入管法の実務 新版』山脇康嗣／新日本法規出版

医学書

『現場から考える精神療法』村上伸治／日本評論社